

初鹿明博衆議院議員への
国土交通省水管理・国土保全局
の文書回答
「江戸川の高規格堤防について」

平成 27 年 9 月 30 日

江戸川の高規格堤防に関するヒアリングの事項について

1 江戸川の高規格堤防の実施計画と進捗状況

1-1 江戸川の高規格堤防の具体的な実施計画

2013 年 5 月に策定された利根川・江戸川河川整備計画では、下表のとおり、江戸川下流部で延べ 22km の区間で高規格堤防を整備することになっている。この 22km の高規格堤防を今後、どのようなスケジュールで整備していくのか、具体的な実施計画を明らかにされたい。

(回答)

- 高規格堤防は、基本的には用地を買収することなく、区画整理や再開発などのまちづくり事業と共同で実施することを原則としており、事業を円滑に進めるためには、都市の再開発などと一緒に進める必要があり、そのような機会を捉えて事業を実施しています。
- このため、事業の実施に当たっては、都市の再開発事業等のスケジュールに合わせる必要があり、河川管理者が独自に整備時期を決められないことから、高規格堤防の今後のスケジュールや実施計画をお示しすることは困難です。

1-2 江戸川の高規格堤防で実施済み箇所

上記の高規格堤防の計画区間（右岸 0.4～19.8km、左岸 0.4～14.2km）において、実施済みの高規格堤防それぞれについて整備計画区間距離、整備済み区間距離、整備計画面積、整備済み面積、事業費（区画整理事業を含む）とその内訳を明らかにされたい。

（実施済みの高規格堤防であっても、計画どおりの完成型の高規格堤防になっていないものがあるので、区間距離と面積は計画、整備済みそれぞれの数字を明らかにされたい。）

（回答）

- 江戸川の高規格堤防整備区間における実施済み箇所の内容については、別紙のとおりです。
- なお、別紙の事業費は、高規格堤防整備事業の事業費であり、土地区画整理事業の事業費は含まれません。

高規格堤防整備状況(整備区間約120kmのうち、実施済み箇所)

【江戸川】		単位:m		単位:km2		
地区名	地区延長	整備済延長		高規格堤防の基本断面形状を確保した時の面積	面積	
			うち 高規格堤防の基本断面形状が確保された区間の延長		うち整備済の高規格堤防の面積	うち 高規格堤防の基本断面形状が確保された区間の面積
市川三丁目	90	90	0	0.011	0.002	0.000
市川南	200	200	180	0.030	0.030	0.026
高谷	50	50	0	0.006	0.002	0.000
東金町	200	200	40	0.045	0.039	0.008
柴又公園	90	90	0	0.019	0.008	0.000
妙典	1,100	1,100	290	0.165	0.140	0.060

事業費の内訳書

事業名	直轄河川改修費 (高規格堤防整備事業) 市川三丁目地区
-----	--------------------------------

区分	費目	工事種別	単位	数量	金額 (百万)	備 考
直接費計			式	1	42.0	
	工事費		式	1	40.6	
		盛土	式	1	21.0	
		周辺整備	式	1	19.6	
	用地及補償費		式	1	0.0	
		うち、補償費	式	1	0.0	
	付帯工事費		式	1	1.4	
間接費計			式	1	42.7	
業務勘定			式	1	7.2	
事業費			式	1	91.9	

事業費の内訳書

事業名		直轄河川改修費 (高規格堤防整備事業 (市川南地区))				
区分	費目	工事種別	単位	数量	金額 (百万)	備 考
直接費計			式	1	733.0	
	工事費		式	1	331.0	
		盛土	式	1	271.0	
		地盤改良	式	1	60.0	
	用地及補償費	式	1	136.0		
	うち、補償費	式	1	72.3		
	附帯工事費	式	1	266.0		
間接費計			式	1	619.0	
業務勘定			式	1	198.0	
事業費			式	1	1,550.0	

事業費の内訳書

事業名	直轄河川改修費 (高規格堤防整備事業 (高谷地区))
-----	-------------------------------

区分	費目	工事種別	単位	数量	金額 (百万)	備 考
直接費計			式	1	0.0	
	工事費		式	1	0.0	
間接費計			式	1	300.0	
業務勘定			式	1	45.0	
事業費			式	1	345.0	

事業費の内訳書

事業名		直轄河川改修費 (高規格堤防整備事業 (東金町地区))				
区分	費目	工事種別	単位	数量	金額 (百万)	備 考
直接費計			式	1	1,188.2	
	工事費		式	1	1,123.5	
		盛土	式	1	488.8	
		地盤改良	式	1	544.6	
		周辺整備	式	1	90.1	
	用地及補償費	式	1	3.5		
		うち、補償費	式	1	3.5	
	附帯工事費	式	1	61.2		
間接費計		式	1	600.0		
業務勘定		式	1	262.0		
事業費		式	1	2,050.2		

事業費の内訳書

事業名		直轄河川改修費 (高規格堤防整備事業 (柴又地区))				
区分	費目	工事種別	単位	数量	金額 (百万)	備 考
直接費計			式	1	406.4	
	工事費		式	1	36.9	
		盛土	式	1	36.9	
	用地及補償費		式	1	0.0	
		うち、補償費	式	1	0.0	
	附帯工事費		式	1	369.5	
間接費計			式	1	254.0	
業務勘定			式	1	77.0	
事業費			式	1	737.4	

事業費の内訳書

事業名		直轄河川改修費 (高規格堤防整備事業 (妙典地区))				
区分	費目	工事種別	単位	数量	金額 (百万)	備 考
直接費計			式	1	7,172.5	
	工事費		式	1	3,438.7	
		盛土	式	1	2,347.5	
		地盤改良	式	1	1,091.2	
	用地及補償費	式	1	1,134.4		
	うち、補償費	式	1	667.0		
	附帯工事費	式	1	2,599.4		
間接費計		式	1	1,867.6		
業務勘定		式	1	1,015.0		
事業費		式	1	10,055.1		

1-3 利根川・江戸川河川整備計画の達成期間で整備可能な江戸川の高規格堤防は？

利根川・江戸川の河川整備計画の達成期間は30年間とされている。一方、江戸川下流部の高規格堤防計画区間のうち、整備済みの区間は2kmを下回っていると推測される。したがって、利根川・江戸川河川整備計画どおりに、江戸川下流部の高規格堤防を整備するとすれば、年平均で20km/30年間 $\div$ 670mのスピードで整備しなければならない。

しかし、江戸川下流部で進行中または具体化している高規格堤防は、北小岩一丁目140mの他は、篠崎公園地区約460m（2026年度末終了予定）であり、年平均670mの整備を進める計画には程遠い状況にある。達成期間30年間で実際に整備可能な江戸川下流部の高規格堤防はどの程度の距離になるのか、その見通しを明らかにされたい。

（回答）

- 前記1-1において回答したとおり、今後の見通しを明らかにすることは困難です。
- なお、利根川水系利根川・江戸川河川整備計画において、「高規格堤防の整備に当たっては、まちづくり構想や都市計画との調整を行うことが必要であり、関係者との調整状況を踏まえつつ順次事業を実施する。」と記載しているとおり、高規格堤防の計画対象期間を30年間としているものではありません。

2 北小岩一丁目高規格堤防の費用便益比計算報告書（H24 江戸川堤防整備推進 方策検討業務報告書 平成 25 年 3 月（株）建設技術研究所）について

2-1 北小岩一丁目地区以外のところで破堤が起きない理由

本報告書では、北小岩一丁目高規格堤防の便益を求めるため、洪水氾濫の想定計算を行っているが、その内容は、あまりにも現実とかけ離れた仮想の計算ではないかという疑念を持たざるを得ない。最も現実離れしているのは、洪水規模にかかわらず、利根川・江戸川右岸の広大な R2 ブロック（別紙 1（本報告書 4-3 ページ））において破堤地点を北小岩一丁目地区堤防のみに限定していることである。

この氾濫計算では 1/200、1/300、1/500、1/1000 という規模の超大洪水が来た場合を想定しているのであるから、利根川・江戸川の両岸の各所で破堤が起きるに違いない。本報告書の計算では超大洪水がきているにもかかわらず、利根川・江戸川右岸の広大な R2 ブロックにおいて、なぜ、北小岩一丁目地区以外のところでは破堤が起きないのか、その理由を明らかにされたい。

2-2 江戸川上流部の流下能力が比較的小さい区間で破堤しない理由

本報告書 4-5 ページの図 4.1.3「現況流下能力」（別紙 2）には江戸川の現況流下能力が 0.5km ごとに示されている。北小岩一丁目地区の現況流下能力としては距離標 13.5km の値 4,715m³/秒が使われ、計算流量がこの値を超えると破堤するとしている。しかし、同表を見ると、江戸川では現況流下能力がこれを下回るところが数多くある。上流部では 4,200～4,300m³/秒のところもある。北小岩一丁目地区の地点で 4,715m³/秒を超える洪水が来た場合は当然のことながら、上流部の 4,200～4,300m³/秒の流下能力の区間でも破堤が起きるはずであるが、本計算では破堤が起きないとしている。それらの区間で破堤がなぜ起きないのか、その理由を明らかにされたい。

（質問項目 2-1 及び 2-2 に対する回答）

- 当該報告書は、北小岩一丁目地区の高規格堤防を整備した場合の便益を算定するため、当該地区以外では破堤しない条件を設定しています。

2-3 北小岩一丁目地区の現況堤防が1/200の洪水で破堤しない理由

本報告書 4-21 ページの表 4.1.10「確率規模別被害額算出結果」(別紙 3)を見ると、北小岩一丁目地区は現況堤防では1/200の洪水で対象の8洪水とも破堤しないが、1/300、1/500では6洪水が破堤し、1/1000では8洪水とも破堤することになっている。一方、高規格堤防にすると、8洪水とも1/1000洪水でも破堤しないことになっている。

しかし、平成 25 年 5 月に策定された利根川水系利根川・江戸川河川整備計画が目標とする治水安全度は1/70~1/80であり、それらを達成するために江戸川では堤防整備、河道掘削などの対策が必要とされているのであるから、現在の治水安全度が1/70~1/80を下回っている区間が少なからずある。

それにもかかわらず、北小岩一丁目地区は現況堤防で1/200の洪水に対して対象の8洪水とも破堤しないという計算結果が示されている。1/200の洪水で破堤しない理由を明らかにされたい。

(回答)

- 当該報告書においては、1/200 規模の洪水を想定した計算では、上流における氾濫などにより、当該地区は現況堤防で被害が発生しない結果となっています。

2-4 北小岩一丁目地区の高規格堤防が1/1000の洪水でも破堤しないのは？

上述のように、北小岩一丁目地区は高規格堤防にすると、対象の8洪水とも1/1000洪水でも破堤しないことになっているが、1/1000洪水はきわめて大きな洪水流量である。高規格堤防にすれば、1/1000洪水でも破堤しないのはなぜなのか、堤防高を超える洪水になっていないのか、或いは超えても破堤しない計算の前提になっているのかを明らかにされたい。

(回答)

- 高規格堤防は、計画規模を上回る洪水に対しても、決壊しない構造の堤防です。

2-5 現況堤防のままだでも1/200の洪水で破堤しない北小岩一丁目地区を高規格堤防にする理由

上述のように本報告書では利根川・江戸川河川整備計画が目標としている治水安全度1/70～1/80はおろか、長期的な目標である河川整備基本方針の治水安全度1/200でも、北小岩一丁目地区が現況堤防のままで破堤しないことになっている。

利根川・江戸川河川整備計画は今後30年間に実施する河川整備の計画であり、一方、河川整備基本方針の長期的な目標は何段階かの河川整備計画を積み重ねて達成していくとされているから、その達成期間としては30年間をはるかに上回る期間、恐らく100年前後あるいはそれ以上の期間が必要と考えられる。基本方針の治水安全度1/200はそのように非常に長い期間をかけて達成するものである。

したがって、本報告書の計算結果が正しければ、北小岩一丁目地区はその長期的な目標をすでに達成しているのであるから、現況堤防のままできわめて高い安全性が確保されていることになる。このようにきわめて安全性が高い地区の堤防を高規格堤防に変えなければならない必要性、緊急性はどこにあるのか。どのような必要性、緊急性があるのかを具体的に示されたい。

(回答)

- 治水対策は、洪水の発生頻度と発生した場合の被害の大きさの2つを見て対策を講じていく必要があります。
- 江戸川の下流部などのゼロメートル地帯等には密集した市街地が広がっており、洪水や高潮によりひとたび堤防が決壊すると、多くの方々が亡くなるなど壊滅的な被害が発生する可能性があります。
- このような区域では、堤防の決壊を回避するため、高規格堤防の整備が必要であると考えています。
- なお、当該報告書において、1/200規模の洪水を想定した計算で、当該地区付近が現況堤防のままで被害が発生しない結果となっているのは、前記2-3において回答したとおり、上流における氾濫などによるものです。
- 一般論として、ある区間における河川の安全度は一定のものではなく、当該区間の整備の他、上流側の洪水調節施設や当該区間以外の河道の状況等によっても変化するものです。

3 高規格堤防の位置づけについて

3-1 高規格堤防と河川整備基本方針について

北小岩一丁目高規格堤防の費用便益に関する上記の報告書では上述のとおり、1/200、1/300、1/500、1/1000 という規模の超大洪水について氾濫想定計算が行われている。1/200 は利根川水系河川整備基本方針が目標とする治水安全度であるから、高規格堤防は基本方針が定める計画高水流量を超える洪水に備えるものとして位置づけられていることになる。このことについて国土交通省の見解を示されたい。

3-2 河川整備計画になぜ高規格堤防の整備が書き込まれているのか？

このように高規格堤防は河川整備基本方針が定める計画高水流量を超える洪水に備えるものとして位置づけられているのであるから、利根川・江戸川河川整備計画の目標治水安全度 1/70～1/80 のレベルでは高規格堤防の整備は時期尚早ということになる。このことについて国土交通省の見解を示されたい。

3-3 河川整備計画に基づく事業の実施に遅れが生じるのではないか？

利根川・江戸川河川整備計画では治水安全度 1/70～1/80 を達成するために実施する河川整備の総費用は約 8600 億円とされている（第 9 回利根川・江戸川有識者会議（2013 年 2 月 21 日）での関東地方整備局の説明）。これは江戸川下流部の高規格堤防の整備費用を除いた費用である。一方、江戸川下流部 22km の高規格堤防の整備費用は北小岩一丁目の整備単価（47 億円÷120m=1m 当たり約 4000 万円）から考えて、これから何千億円という費用がかかることは必至である。したがって、この高規格堤防の整備に河川予算を投じれば、河川予算全体の枠があるから、河川整備計画に基づく事業の実施に遅れが生じ、30 年間で達成が困難になると考えられる。このことについて国土交通省の見解を示されたい。

（質問項目 3-1, 2, 3 に対する回答）

- 治水対策は、洪水の発生頻度と発生した場合の被害の大きさの 2 つを見て対策を講じていく必要があります。
- 江戸川の下流部などの人口・資産が高度に集積する低平地においては、堤防の決壊による壊滅的な被害を回避するため、高規格堤防の整備が必要であると考えています。
- このような観点から、高規格堤防を整備することを、利根川水系河川整備基本方針、利根川水系利根川・江戸川河川整備計画に位置づけています。

4 防災拠点（高台避難地）としての北小岩一丁目高規格堤防の機能について

4-1 避難できる人数と面積

北小岩一丁目の高規格堤防が「一時的な避難場所」や「広域避難場所」として機能する場合、この場所に避難できる人数をどの程度と想定しているのか、また、避難場所として確保される面積はどの程度と考えているのか、具体的に説明されたい。

4-2 避難場所として機能する用地は？

北小岩一丁目の高規格堤防の用地は住宅地になるところであり、災害時とはいえ、一般の人が個人の住宅地の中に入ることとはできない。北小岩一丁目の高規格堤防が避難場所として機能するとすれば、堤防用地のどの部分になるのか、具体的に示されたい。

4-3 北小岩一丁目高規格堤防に避難する人々とは？

超過洪水が発生した場合、江戸川の近くに住む人たちは洪水に吞まれないよう、江戸川から離れる方向で避難するはずである。わざわざ、江戸川に面する長さわずか 120m の北小岩一丁目高規格堤防の上に避難しようとする人がいるであろうか。もしこの高規格堤防が避難場所として機能するならば、どのような場所に住む人々が避難してくることになるのか、具体的に説明されたい。

（質問事項 4-1, 2, 3 に対する回答）

- 江戸川区における具体的な避難については、地域防災計画を含め、江戸川区が検討するものです。
- したがって、具体的な内容についてまで把握しているものではありませんが、北小岩一丁目について、江戸川区地域防災計画によると、「高規格堤防整備事業との一体的なまちづくり事業により河川区域に緑地広場が創出され、高台の安全な避難場所として機能することが期待できる」などと記載されています。



行政文書開示決定通知書

嶋津 暉之 様

関東地方整備局長



平成28年3月28日付けで請求され、平成28年3月29日付けで受理しました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

〔行政文書名〕

- ・高規格堤防整備事業の整備状況を示した以下の表
「高規格堤防整備状況【荒川下流】」

〔請求文書名〕

- ・高規格堤防整備事業の整備状況を示した以下の表
「高規格堤防整備状況【荒川下流】」

2 不開示とした部分とその理由

なし

- * この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)
- * また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

開示請求書において希望された開示の実施の方法等により、開示の実施を受けられます。

(実施の方法) 写しの交付 (CD-R)

なお希望された開示の実施方法と異なる方法を希望される場合は開示手数料が変動することがありますので開示の実施方法の申出をする前に あらかじめ関東地方整備局情報公開室までご連絡ください。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	開示実施手数料※
A4判文書 (白黒) 1 枚	すべてで電子化しCD-Rに複写したものの交付 (PDFファイル)	CD-R 1 枚につき100円に用紙 1 枚ごとに10円を加えた額	110円	0円

※開示実施手数料…「開示の実施方法等申出書」に貼付する収入印紙の額
(行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額－控除額300円)

(2) 開示を実施することができる日時、場所

「開示の実施方法等申出書」が提出された日の3日後から2ヶ月後まで(土・日・祝祭日を除く)
の9:30から11:45、13:00から16:45まで
場所: 関東地方整備局情報公開室

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料(見込み額)

日数: 「開示の実施方法等申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定
郵送料(見込み額): 140円 (CD-R 1 枚の場合)

* 関東地方整備局情報公開室

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館
Tel 048-601-3151 内線2024

※開示の実施方法等の申し出は、この通知を受けた日から30日以内に行ってください。

(従前の873km区間)

高規格堤防整備状況

【荒川下流】

単位:m

単位:km2

地区名	地区延長	整備済延長		整備中延長		面積	
			うち 30H確保整備延長		うち 30H確保整備中延長 を含む	整備済又は中の高 規格堤防の面積	30H確保した時の高 規格堤防の面積
戸田公園	150	150	0	0	—	0.022	0.042
川口	1,340	500	0	840	0	0.127	0.278
鹿浜	300	300	0	0	—	0.034	0.069
舟渡	70	70	0	0	—	0.006	0.023
浮間	100	100	0	0	—	0.006	0.023
北赤羽	500	500	0	0	—	0.020	0.112
新田	1,360	1,360	610	0	—	0.246	0.177
宮城	300	300	10	0	—	0.012	0.013
小台一丁目	360	360	0	0	—	0.076	0.114
小台	100	100	0	0	—	0.004	0.004
千住	100	100	0	0	—	0.010	0.019
平井七丁目	100	100	0	0	—	0.013	0.030
平井	50	50	0	0	—	0.002	0.010
小松川	2,380	2,380	110	0		0.233	0.468
新砂	1,140	1,140	180	0	—	0.140	0.106

会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書

「大規模な治水事業（ダム、放水路・導水路等）に関する会計検査の結果について」

平成 2 4 年 1 月

会 計 検 査 院

参議院決算委員会において、平成23年2月14日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査院に対し、国土交通省及び独立行政法人水資源機構が整備する大規模な治水事業の実施について会計検査を行い、その結果を報告するよう要請することが決定され、同日参議院議長を経て、会計検査院長に対し会計検査及びその結果の報告を求める要請がなされた。これに対して、会計検査院は、同月15日、検査官会議において本要請を受諾することを決定した。

本報告書は、上記の要請により実施した会計検査の結果について、会計検査院長から参議院議長に対して報告するものである。

平成24年1月

会計検査院

目次

第1	検査の背景及び実施状況	1
1	検査の要請の内容	1
2	治水事業の概要	1
	(1) 治水事業の概要	1
	(2) 治水事業に係る費用	6
	(3) 治水事業の再評価、検証、見直しなど	6
	(4) 大規模な治水事業	12
3	これまでの会計検査の実施状況及びその結果	13
4	検査の観点、着眼点、対象及び方法	14
	(1) 検査の観点及び着眼点	14
	ア 事業の目的、必要性等についての検討の状況	14
	イ 事業の実施状況	14
	ウ 事業費の推移及び事業計画の変更等に伴う見直し等の状況	14
	エ 事業再評価時における投資効果等の検討の状況	14
	(2) 検査の対象及び方法	15
第2	検査の結果	20
1	ダム	20
	(1) 事業の目的、必要性等についての検討の状況	21
	(2) 事業の実施状況	24
	(3) 事業費の推移及び事業計画の変更等に伴う見直し等の状況	30
	(4) 事業再評価時における投資効果等の検討の状況	34
2	放水路等	38
	(1) 事業の目的、必要性等についての検討の状況	38
	(2) 事業の実施状況	43
	(3) 事業費の推移及び事業計画の変更等に伴う見直し等の状況	46
	(4) 事業再評価時における投資効果等の検討の状況	49
3	導水路	53

(1) 事業の目的、必要性等についての検討の状況	53
(2) 事業の実施状況	58
(3) 事業費の推移及び事業計画の変更等に伴う見直し等の状況	60
(4) 事業再評価時における投資効果等の検討の状況	63
4 遊水地等	65
(1) 事業の目的、必要性等についての検討の状況	65
(2) 事業の実施状況	71
(3) 事業費の推移及び事業計画の変更等に伴う見直し等の状況	74
(4) 事業再評価時における投資効果等の検討の状況	79
5 高規格堤防整備事業	83
(1) 事業の目的、必要性等についての検討の状況	83
(2) 事業の実施状況	85
(3) 事業費の推移及び事業計画の変更等に伴う見直し等の状況	106
(4) 事業再評価時における投資効果等の検討の状況	108
6 利根川水系における河川整備等の治水事業	114
(1) 事業の目的、必要性等についての検討の状況	114
(2) 事業の実施状況	120
(3) 事業費の推移及び事業計画の変更等に伴う見直し等の状況	123
(4) 事業再評価時における投資効果等の検討の状況	125
7 斐伊川水系における河川整備等の治水事業	127
(1) 事業の目的、必要性等についての検討の状況	127
(2) 事業の実施状況	130
(3) 事業費の推移及び事業計画の変更等に伴う見直し等の状況	132
(4) 事業再評価時における投資効果等の検討の状況	132
第3 検査の結果に対する所見	134
1 検査の結果の概要	134
2 所見	139
別表	143

5 高規格堤防整備事業

(1) 事業の目的、必要性等についての検討の状況

ア 事業の概要

(ア) 高規格堤防整備事業創設の経緯

治水事業は、自然的・社会的条件の下において、一定限度の規模の洪水を対象としその氾濫の防止に必要な計画を策定して、これに基づき河川工事を実施するという方法により従来進められてきた。しかし、洪水は自然現象である降雨に起因するものである以上、超過洪水が発生する可能性は常に存在しており、超過洪水により、特に各種の中枢機関が集中した東京、大阪等の大都市地域における大河川の堤防が破堤した場合、当該地域に壊滅的な被害が発生し、ひいては我が国全体の社会経済活動等に致命的な影響を与えることが懸念される。このことから、これらの地域においては、破堤に伴う壊滅的な被害の発生を防ぐことがより重要な状況となっているとして、昭和62年3月に河川審議会から「超過洪水対策及びその推進方策について」が答申された。

そして、人口・資産の集中、さらには中枢機能の集積の著しい東京、大阪等の大都市地域の大河川における特定の一連区間においては、超過洪水等に対して、破堤による壊滅的な被害を回避し、治水安全度の向上を図ることなどを目的として62年度に高規格堤防整備事業が創設された。

(注) 河川審議会 建設大臣の諮問に応じ、河川に関する重要事項を調査審議するために設置されたもので、平成13年1月6日以降は国土交通大臣の諮問に応じて設置される社会資本整備審議会となった。

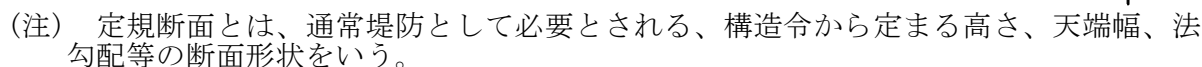
(イ) 高規格堤防の構造

高規格堤防の構造は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号。以下「構造令」という。）等において、超過洪水に対しても破堤しないよう、堤内地側の堤防の勾配を3%以内とすることとされており、このため、堤防の幅は堤防の高さの30倍程度が必要になるとされている（図表5-1参照。以下、これらの高規格堤防に必要な高さ及び幅を満たした堤防の断面形状を「基本断面」という。）。

また、高規格堤防の区域内の土地は、宅地等として通常の利用に供されることなどから、高規格堤防は、地震に対しても安全なものとして設計することとされている。

なお、図表5-1のとおり、高規格堤防は、通常堤防よりも格段に広い幅を持つ構

図表5-1 高規格堤防概念図



各水系における河川整備基本方針等において、高規格堤防を整備することとされている河川は、利根川、江戸川、荒川、多摩川、淀川及び大和川（以下「6河川」という。）であり、6河川において、高規格堤防を設置する区間のうち山に接しているなどのため整備が不要な区間を除いた区間（以下「要整備区間」という。）の延長は、図表5-2のとおり、計872.6kmとなっている。

- 84 -

図表5-2 高規格堤防の設置区間、要整備区間等の延長

水系名	河川名	設置区間	要整備区間の延長(a)	重点整備区間の延長(b)	(b)/(a)
			km	km	
利根川	利根川	小山川合流点～河口	362.5	49.9	13.8
	江戸川	利根川分派点～河口	120.6	53.3	44.2
荒川	荒川	熊谷大橋～河口	174.1	58.2	33.4
多摩川	多摩川	日野橋～河口	82.6	28.1	34.0
淀川	淀川	木津川・桂川合流点～河口	89.2	16.9	19.0
大和川	大和川	関西線第6大和川橋梁～河口	43.6	17.3	39.9
計			872.6	223.8	25.7

(注) 要整備区間及び重点整備区間の延長は左右両岸の延べ延長である。

イ 高規格堤防の見直しに関する検討会

第1 2の(3)ウ及び(4)のとおり、高規格堤防については、整備に多大な時間と費用を要するなどの点で見直しを強く求められていることなどを受けて、国土交通省は、検討会を23年2月に設置して検討を行っており、検討会は、同年8月に、人命を守ることを最重視して要整備区間を大幅に絞り込むことなどの「高規格堤防整備の抜本的見直し（とりまとめ）」を取りまとめている。

そして、23年10月末現在、国土交通省は、上記の取りまとめを受けるなどして、事業スキームの見直しなどを行っているとしている。

(2) 事業の実施状況

ア 事業スキーム

高規格堤防整備事業の事業スキームは、上記のとおり、見直しなどが行われているところであるが、事業の実施状況について検査したところ、通達等に基づいた事業執行が行われていなかったり、一般的に示されている整備手法と実際の整備手法が異なっていたりなどして、現行の事業スキームが十分に機能していないまま事業が実施されている状況が、次のとおり見受けられた。

(ア) 沿川整備基本構想及び沿川市街地整備計画

a 策定状況

高規格堤防の整備に当たっては、高規格堤防と市街地との一体的かつ計画的

な整備を推進するため、「高規格堤防整備と市街地整備の一体的推進について」（平成6年建設省都計発第146号、建設省河治発第85号。以下「一体的推進通達」という。）等が定められ、高規格堤防の区域内の土地が通常の利用に供されるものであること、また、高規格堤防の整備は都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく都市計画区域内で実施される場合がほとんどであることなどから、沿川地域の土地利用及び都市基盤施設の整備との整合を図る必要があるとされている。このため、高規格堤防の整備に当たっては、高規格堤防等と沿川地域の市街地の整備等に関する基本構想（以下「沿川整備基本構想」という。）を策定し、これに基づき計画的に整備を進めていくこととされている。そして、沿川整備基本構想において、対象地区、対象地区の整備のマスタープラン及び優先的に整備を進める地区を定めることとされている。

さらに、沿川整備基本構想において優先的に整備を進めることとされた地区のうち、高規格堤防等の整備と併せて一体的に市街地整備を行うことが適当であると認められる地区については、当該市町村等が河川管理者と協議して、高規格堤防等と整合のとれた市街地整備に関する計画（以下「沿川市街地整備計画」という。）を策定の上、高規格堤防整備事業を実施することとされている。

そこで、6河川における沿川整備基本構想の策定状況についてみたところ、利根川以外の5河川では8年から13年までの間に策定していたものの、利根川では、沿川に市街地整備の動きがないことなどを理由として沿川整備基本構想を策定していなかった。

また、沿川市街地整備計画については、策定している地区は6河川において1地区もなく、一体的推進通達等が想定した高規格堤防等と市街地との一体的整備は実施されていない状況となっていた。

b 沿川整備基本構想の対象地区等の状況

前記のとおり、沿川整備基本構想において、対象地区等を定めることとされており、対象地区等における事業の実施状況は、図表5-3のとおりである。

図表5-3 沿川整備基本構想の対象地区等の状況

河川名	沿川整備基本構想上の位置付け	沿川整備基本構想の対象地区数	事業の実施状況			
			完成・暫定完成	事業中	停止・中止	事業未実施
利根川	未策定	(21)	(16)	(4)	(1)	
江戸川	整備を推進する地区	10	10	0	0	0
	整備の計画づくりを進める地区	3	1	0	0	2
	調査・検討を進める地区	30	1	1	0	28
	整備済地区	5	5			
	位置付けられていない地区	(2)	(0)	(2)	(0)	
荒川 (東京ブロック)	高規格堤防と市街地の整備を推進する地区	7	4	3	0	0
	整備の計画づくりを進める地区	5	1	1	0	3
	調査・検討を進める地区	12	0	1	0	11
	高規格堤防が整備された地区	5	5			
	位置付けられていない地区	(0)	(0)	(0)	(0)	
荒川 (埼玉ブロック)	高規格堤防整備を推進する地区	4	3	1	0	0
	計画づくりを進める地区	4	0	2	0	2
	調査・検討を進める地区	7	0	0	0	7
	一部整備された地区	3	3			
	位置付けられていない地区	(1)	(0)	(1)	(0)	
多摩川	整備を推進する又は目指す地区	9	7	1	0	1
	整備の計画づくりを目指す地区	8	0	2	0	6
	当面、調査又は検討を行う地区	14	0	0	0	14
	整備済地区	3	3			
	位置付けられていない地区	(5)	(4)	(1)	(0)	
淀川	優先的に整備を進める地区	15	13	1	0	1
	優先的に検討を進める地区	8	0	1	0	7
	実施済の地区（部分完成も含む）	5	5			
	位置付けられていない地区	(6)	(3)	(3)	(0)	
大和川	優先的に整備を進める地区	7	5	2	1	0
	優先的に検討を進める地区	10	3	3	2	6
	位置付けられていない地区	(3)	(3)	(0)	(0)	
計 対象地区 (計 位置付けられていない地区)		174 (38)	68 (26)	18 (11)	3 (1)	88 (-)
合計		212	94	29	4	88
				127		

(注) 沿川整備基本構想の対象地区数と事業の実施状況の地区数の計とは、同構想上の1地区が、事業実施段階で2地区に分けられて事業を実施しているなどのため一致しないものがある。

このように、沿川整備基本構想に整備を推進する地区等と位置付けられた地区であっても事業が行われていなかったり、同構想に位置付けられていなかった

た地区で事業が行われていたりするなど、高規格堤防と市街地の一体的な整備を推進するために策定された沿川整備基本構想は、必ずしも十分に機能していない状況となっていた。

(イ) 沿川整備協議会の設置状況

沿川整備協議会は、一体的推進通達において、高規格堤防整備と市街地整備の円滑な推進のための事項について沿川自治体と河川管理者との間で十分な連絡調整を図るため、都道府県ごとに、必要に応じて河川ごとに設置するものとされており、淀川及び大和川では4年7月に設置されていたが、利根川、江戸川、荒川及び多摩川では設置されていなかった。

(ウ) 事業計画書の作成状況

「高規格堤防整備にかかる事業計画書の作成について（通知）」（平成6年建設省河沿発第1号。以下「作成通知」という。）等において、沿川自治体や多くの関係者等から、事業の目的や内容の正確な理解と協力を得るために、地区別に事業計画書（以下「地区別事業計画書」という。）を作成することとされている。そして、地区別事業計画書は、目的、内容、事業期間、共同事業等を記載することとなっており、既に工事着手済みの地区については速やかに作成し、新規事業地区については工事着手までに作成することとされている。

しかし、国土交通省において地区別事業計画書を作成していることが確認できたとしているのは、工事に着手した127地区中、淀川の1地区のみであり、地区別事業計画書を通じて沿川自治体等から事業の目的等の理解や協力を得るという作成通知の目的を達していない状況となっていた。

(エ) 整備手法

財務省が実施した平成22年度予算執行調査によると、沿川整備基本構想の対象地区の調査では、基本的な事業スキームとして一般的に示されている整備手法である、まちづくり事業との共同事業で高規格堤防の整備を行っている地区は15地区とされている。

そこで、整備手法についてみたところ、原則として用地買収を行わないこと、土地区画整理事業や市街地再開発等のまちづくり事業との共同事業で実施することなどの基本的な事業スキームとして一般的に示されている整備手法と実際の整備手法とが異なっている状況が次のように見受けられた。

a 用地買収等の状況

上記のとおり、高規格堤防整備事業では、原則として用地買収を行うことなく事業を推進できるとしているが、実際の事業進捗に当たっては、河川防災ステーション、水防拠点等の防災拠点や暫定法面等の河川管理施設を整備する箇所では用地買収をした上で併せて盛土を行うなどして高規格堤防の整備を行っている箇所が、図表5-4のとおり、127地区中35地区（買収予定1地区を含む。）で見受けられた。

図表5-4 用地買収等の状況

河川名	地区名	利用目的	取得面積	取得金額
利根川	小見川	水防拠点	m ² 656	円 17,793,860
	出津	河川防災ステーション	12,222	204,491,309
	安西	機場敷地	5,667	191,923,642
	押付	暫定法面	2,658	17,811,079
	本宿耕地	河川防災ステーション	37,067	509,222,630
	目吹	河川防災ステーション	65,960	371,833,107
	大高島	河川防災ステーション	83,839	735,949,886
	新川通	河川防災ステーション	76,783	984,631,668
	上新郷	河川防災ステーション	79,098	1,062,362,312
江戸川	妙典	暫定法面、暫定擁壁	1,077	467,424,512
	市川南	暫定擁壁	197	63,742,931
	吉川	河川防災ステーション	36,508	832,926,533
	木津内	水防拠点	5,215	115,018,288
	堤台	水防拠点	1,360	117,912,867
	山王	河川防災ステーション、暫定法面	42,118	378,576,480
荒川	新田一丁目	河川防災ステーション	4,745	849,842,037
	川口	堤防敷地	1,855	84,734,384
	新田	暫定法面	12	2,181,332
	北赤羽	河川防災ステーション	14,805	5,159,274,588
	明用	暫定法面	31,194	898,759,968
	大里	暫定法面	15,576	74,767,056
	久下	水防拠点	7,686	222,125,400
	西遊馬	河川防災ステーション	未定	未定
多摩川	大師河原一丁目	河川防災ステーション	1,841	178,415,187
	大師河原第二	河川防災ステーション	10,635	1,678,277,166
	戸手	堤防敷地	526	244,568,540
淀川	点野第2	水防拠点	13,081	3,856,444,840
	新町	水防拠点	236	38,614,700
	伊加賀西第2	暫定法面	369	130,045,996
大和川	天美北	水防拠点	3,408	770,361,680
	住道矢田	暫定法面	1,003	213,416,796
	長吉瓜破	暫定法面	2,016	487,504,496
	大正	水防拠点	8,375	1,612,297,945
	阪高大和川線（一体整備）	水防拠点	4,339	542,385,000
	若林第2	河川防災ステーション	13,072	2,614,548,000
計 35地区			585,213	25,730,186,215

b 共同事業等の状況

共同事業等の内容について地区ごとにみたところ、民間事業者が関与せず、河川防災ステーション、公園等の公共公益施設のみの整備となっている地区が、

図表5-5のとおり、半数以上を占めていた。

図表5-5 共同事業等が公共公益施設のための整備となっている地区数

河川名	事業実施地区数	左のうち共同事業等が公共公益施設のための整備となっている地区数
利根川	20	18
江戸川	19	12
荒川（東京ブロック）	14	5
荒川（埼玉ブロック）	10	9
多摩川	18	4
淀川	26	10
大和川	16	9
計	123	67

c 都市計画区域別の整備状況

整備地区を都市計画区域別にみたところ、図表5-6のとおり、土地区画整理事業、市街地再開発等との連携を図ることができる市街化区域での事業の実施以外に、市街化が抑制されている区域である市街化調整区域等でも事業が多く実施されている状況となっていた。

図表5-6 都市計画区域別の整備状況

河川名	事業実施地区数	市街化区域	
		市街化区域	市街化調整区域等
利根川	20	3	17
江戸川	19	8	11
荒川（東京ブロック）	14	14	0
荒川（埼玉ブロック）	10	1	9
多摩川	18	18	0
淀川	26	22	4
大和川	16	16	0
計	123	82	41

a、b及びcのとおり、土地区画整理事業、市街地再開発等のまちづくり事業との連携により事業の進捗を図るという基本的な事業スキームとして一般的に示されている整備手法によって事業の進捗が図られているとはいえない状況となっていた。

また、17年3月の重点整備区間の設定後に新たに事業に着手した地区の状況についてみると、図表5-7のとおりとなっており、重点整備区間の設定前の事業の整備手法と際立った違いは見受けられない状況となっていた。

図表5-7 重点整備区間の設定後に新たに事業に着手した地区の状況

河川名	地区名	事業着手年度	重点整備区間	用地買収	公共公益施設のみ	市街化区域
利根川	目吹	平成17	非該当	有	該当	非該当
	北川辺	20	非該当	無	該当	非該当
江戸川	市川三丁目	18	非該当	無	非該当	該当
	吉川	19	該当	有	該当	非該当
	西金野井第二	21	該当	無	非該当	該当
荒川	西遊馬	18	非該当	予定	該当	非該当
	新田一丁目	21	該当	有	該当	該当
多摩川	小向仲野	17	該当	無	非該当	該当
	殿町第一	19	該当	無	非該当	該当
	東古市場	19	該当	無	該当	該当
	二子玉川	19	非該当	無	該当	該当
	港町	20	該当	無	非該当	該当
淀川	大宮	22	該当	無	非該当	該当
大和川	阪高大和川線 (常磐町)	20	非該当	無	非該当	該当
	JR阪和貨物線	21	該当	無	未定	該当

以上のように、当初想定していた、沿川整備基本構想に基づく河川と都市との連携や、まちづくり事業との共同事業により実施するという事業スキームは十分に機能していない状況が見受けられることから、今後、本事業を廃止しない場合には、実現可能性のある事業スキームを構築する必要があると認められる。

イ 地区別の整備状況

高規格堤防整備事業は、予算執行調査等において、22年4月現在で、事業着手から24年を経過し、22年度当初予算までの累計事業費は6943億円、要整備区間延長872.6kmに対して整備延長は50.8kmで、整備率は5.8%であることから、このままのペースで進めるとして単純計算すると、完成までに約400年、累計事業費約12兆円を要するとされたところである。

そして、事業中であった地区の中で、22年度に完成した2地区と事業を中止した1地区の事業進捗を反映した22年度末現在の整備状況は、図表5-8のとおり、整備延長50.6km、整備率5.8%、また、重点整備区間延長223.8kmに対しては、図表5-9のとおり、整備延長27.7km、整備率12.4%となっている。

図表5-8 要整備区間における高規格堤防整備状況

河川名	要整備 区間の 延長	完成		暫定完成		事業中		計		
		地区数	延長	地区数	延長	地区数	延長	地区数	整備延長	整備率
利根川	km 362.5	9	km 5.0	7	km 1.7	4	km 2.0	20	km 8.8	% 2.4
江戸川	120.6	7	3.8	9	4.2	3	0.8	19	8.9	7.4
荒川	174.1	2	0.4	14	4.2	8	6.6	24	11.3	6.5
多摩川	82.6	10	2.7	4	1.7	4	2.3	18	6.9	8.4
淀川	89.2	2	0.7	19	4.0	5	1.1	26	5.9	6.7
大和川	43.6	4	0.8	7	1.8	5	5.9	16	8.6	19.8
計	872.6	34	13.7	60	17.8	29	19.0	123	50.6	5.8

図表5-9 重点整備区間における高規格堤防整備状況

河川名	重点整備 区間の 延長	完成		暫定完成		事業中		計		
		地区数	延長	地区数	延長	地区数	延長	地区数	整備延長	整備率
利根川	km 49.9	2	km 0.6	2	km 0.4	1	km 0.4	5	km 1.5	% 3.1
江戸川	53.3	3	1.5	6	3.4	2	0.7	11	5.7	10.8
荒川	58.2	2	0.4	8	2.3	6	5.9	16	8.7	15.0
多摩川	28.1	6	1.1	2	1.1	3	2.0	11	4.3	15.4
淀川	16.9	0	0.0	3	0.5	4	0.8	7	1.3	8.1
大和川	17.3	2	0.4	4	0.6	3	4.8	9	5.9	34.4
計	223.8	15	4.2	25	8.6	19	14.8	59	27.7	12.4

国土交通省は、図表5-8及び図表5-9に示したように、完成延長、暫定完成延長及び事業中延長の計を整備延長として、その整備延長をもって整備率を算出していた。

しかし、河川改修事業において、暫定完成及び事業中のものも含めて整備率を算出しているのは高規格堤防整備事業のみであり、また、前記のとおり、高規格堤防は、超過洪水に対しても破堤しないことを目的として整備されているものであり、その破堤しないという効果は、基本断面が完成した場合において初めて発現することになることから、暫定完成や事業中の状態においては、破堤しないという効果は発現しないものである。

また、国土交通省は、「完成」とは基本断面が完成したもの、「暫定完成」とは基本断面のうち一部が完成したものと定義して分類しているとしている。そこで、会計実地検査において各地区の状況を現地及び図面で確認したところ、実際には、地区の中に基本断面が完成した延長が一部でもあれば「完成」に分類してその地区

の延長全てを完成延長として計上しており、また、中には基本断面が完成した延長が全くないのに「完成」に分類してその地区の延長全てを完成延長に計上している地区も見受けられ、国土交通省が算定した完成延長は、基本断面が完成した延長とはなっていなかった。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

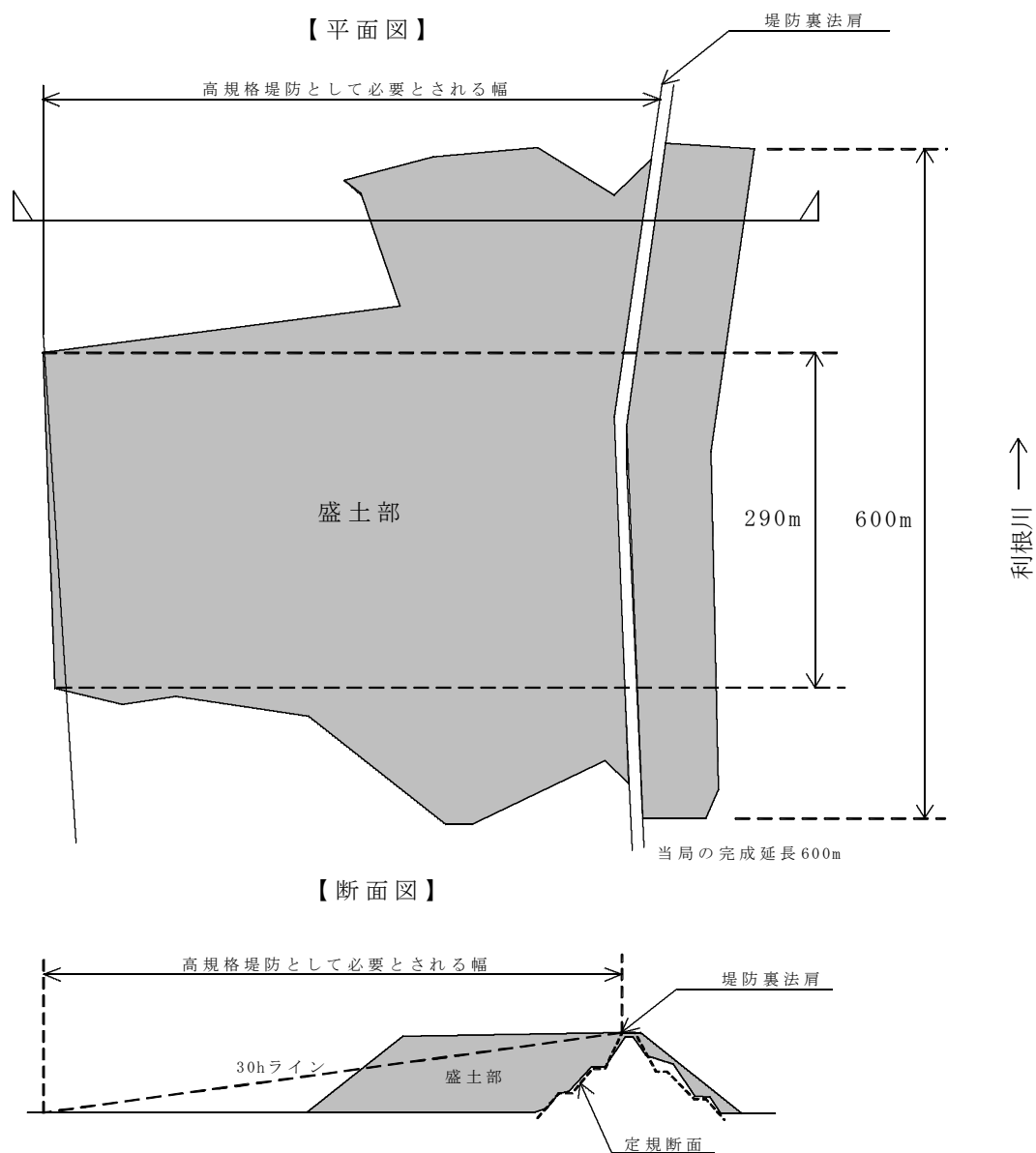
<事例5-1>

利根川の大高島地区は、平成12年度に事業着手し、21年度に基本断面が完成したとして完成地区とされ、完成延長は600mであるとされている。

しかし、参考図5-1のとおり、基本断面が完成している延長は290mであり、残りの310mは、背後の盛土が行われていないため、基本断面が完成していなかった。

参考図5-1

利根川・大高島地区（完成地区）



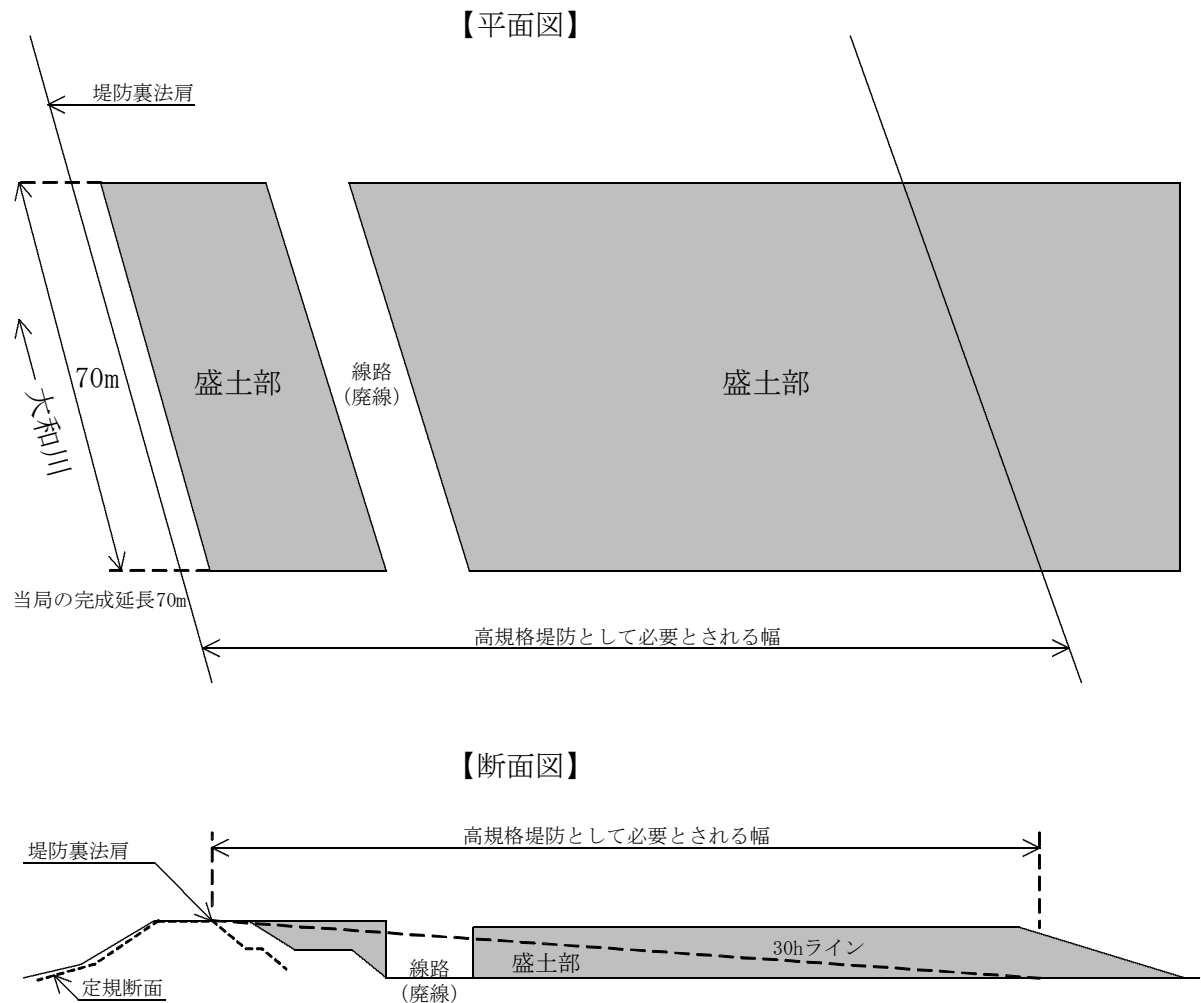
<事例5-2>

大和川の矢田地区は、平成10年度に事業着手し、16年度に基本断面が完成したとして完成地区とされ、完成延長は70mであるとされている。

しかし、参考図5-2のとおり、同地区を横断している線路の廃線後の土地利用計画が未定になっているなどのため横断方向に盛土が行われていない箇所があり、基本断面が全く完成していなかった。

参考図5-2

大和川・矢田地区（完成地区）



このことから、会計検査院において、基本断面が完成していると認められる延長について改めて集計を行って高規格堤防の整備延長及び整備率を算出すると、要整備区間においては、図表5-10、重点整備区間においては、図表5-11のとおりとなった。

図表5-10 要整備区間における、国土交通省の考え方による整備延長及び整備率と会計検査院の検査結果

河川名	要整備区間の延長	国土交通省の考え方		会計検査院の検査結果	
		整備延長	整備率	整備延長	整備率
	km	m	%	m	%
利根川	362.5	8,810	2.4	2,300	0.6
江戸川	120.6	8,900	7.4	2,160	1.8
荒川	174.1	11,360	6.5	250	0.1
多摩川	82.6	6,970	8.4	3,325	4.0
淀川	89.2	5,970	6.7	808	0.9
大和川	43.6	8,620	19.8	620	1.4
計	872.6	50,630	5.8	9,463	1.1

注(1) 国土交通省は、完成延長、暫定完成延長及び事業中延長の計を整備延長としている。

注(2) 会計検査院は、基本断面が完成している延長を整備延長としている。

図表5-11 重点整備区間における、国土交通省の考え方による整備延長及び整備率と会計検査院の検査結果

河川名	重点整備区間の延長	国土交通省の考え方		会計検査院の検査結果	
		整備延長	整備率	整備延長	整備率
	km	m	%	m	%
利根川	49.9	1,570	3.1	240	0.5
江戸川	53.3	5,760	10.8	360	0.7
荒川	58.2	8,750	15.0	190	0.3
多摩川	28.1	4,340	15.4	1,465	5.2
淀川	16.9	1,370	8.1	0	-
大和川	17.3	5,950	34.4	240	1.4
計	223.8	27,740	12.4	2,495	1.1

注(1) 国土交通省は、完成延長、暫定完成延長及び事業中延長の計を整備延長としている。

注(2) 会計検査院は、基本断面が完成している延長を整備延長としている。

すなわち、国土交通省は要整備区間における整備延長を50,630m、整備率を5.8%としていたが、会計検査院において改めて算出すると、整備延長は9,463m、整備率は1.1%となり、同じく、重点整備区間における国土交通省の整備延長27,740m、整備率12.4%は、整備延長2,495m、整備率1.1%となった。

破堤しないという高規格堤防の効果は基本断面が完成した場合において初めて発現することから、高規格堤防の整備延長及び整備率については、高規格堤防整備の目的、効果等を考慮して算出する必要があると思料される。

また、高規格堤防としての効果は、基本断面が完成して初めて発現することは当然のことであるが、整備に当たっては、盛土を行うことができる箇所から部分的に施工していく段階的な施工が多数実施されている。そして、国土交通省は、段階的

な施工による整備は、超過洪水に対しても破堤しないという効果は発現しないが、通常堤防の断面を拡幅することなどにより、堤防が強化されるという副次的効果（以下「堤防強化効果」という。）を有し、破堤の危険性が減少する効果があるとしている。

しかし、会計実地検査において現地及び図面で確認したところ、段階的な施工となっている地区等の中には盛土が通常堤防と接していないため断面の拡幅が行われておらず、堤防強化効果を有していないと認められる地区等が見受けられた。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

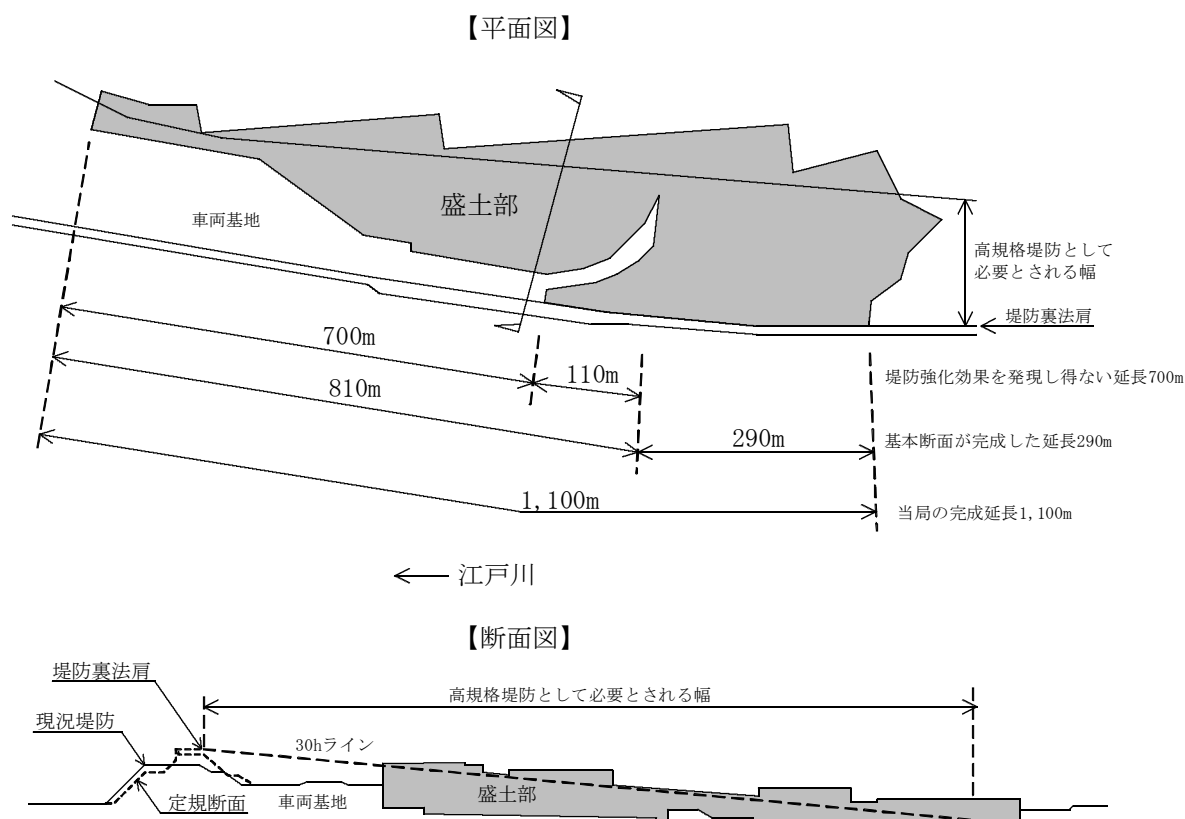
<事例5-3>

江戸川の妙典地区は、平成4年度に事業着手し、10年度に基本断面が完成したとして完成地区とされ、完成延長は1,100mであるとされている。

しかし、参考図5-3のとおり、基本断面が完成しているのは290mであり、残りの810mは地下鉄の車両基地部分について盛土が行われておらず、また、このうち700mは、通常堤防と接していないため断面の拡幅が行われておらず、堤防強化効果を発現し得ない状況となっていた。

参考図5-3

江戸川・妙典地区（完成地区）



なお、高規格堤防整備の目的である破堤しない堤防にはなっていないが、高規格堤防整備による堤防強化効果を有していると思料される延長を算出すると計20,807

mとなる。

また、事業中の地区において、次のとおり、当該地区の整備が完了しても事例5-3と同様に堤防と接しない延長が含まれている地区が見受けられた。

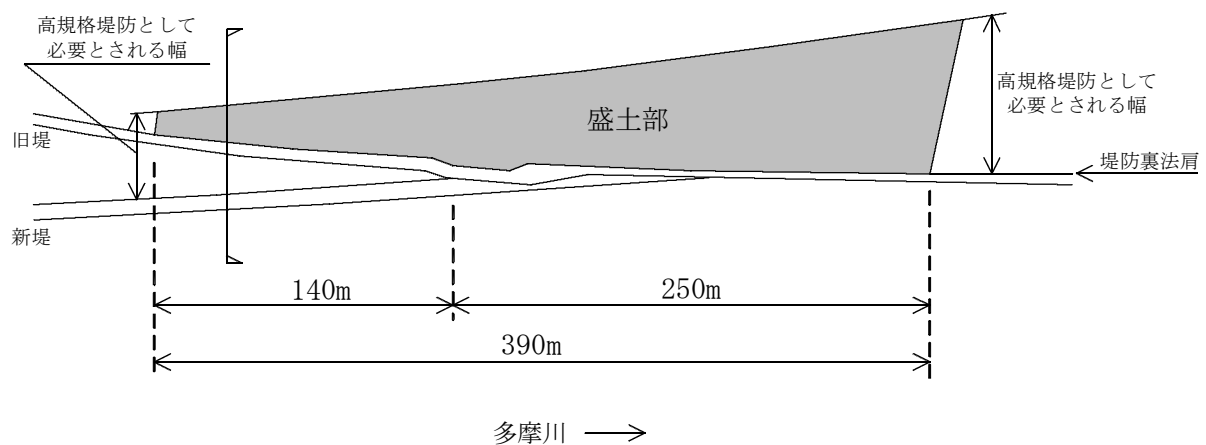
<事例5-4>

多摩川の二子玉川地区は、平成19年度に事業着手し、390mが事業中となっているが、このうち140mの盛土部の区間については、参考図5-4のとおり、同地区の整備が完了しても現在施工中の新堤と接しないため断面の拡幅が行われず、新堤に対する堤防強化効果を発現し得ない状況となっている。

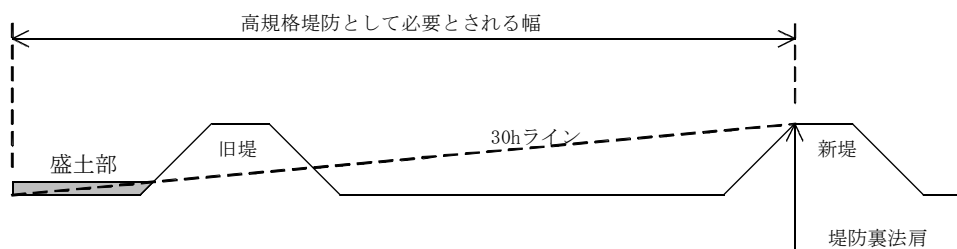
参考図5-4

多摩川・二子玉川地区（事業中地区）

【平面図】



【断面図】



ウ 整備後の管理

(ア) 高規格堤防特別区域の指定等の状況

高規格堤防の区域内は河川区域であり、河川区域については、その区域内で工作物の新築、改築等を行うときは、河川管理者の許可を受けなければならないなど、河川法上の規制を受けることになる。このため、高規格堤防の区域内の土地のうち通常の利用に供することができる土地の区域については、高規格堤防の整備の円滑な推進を図ることを目的として、河川区域の規制が緩和される高規格堤防特別区域に指定することとされており、河川管理者は、指定するときは、その

旨を公示（以下、指定及びその旨の公示を合わせて「指定等」という。）しなければならないとされている。

しかし、高規格堤防の区域内の土地が通常の利用に供されている完成地区及び暫定完成地区において、隣接地区と合わせて指定等を行うこととしていることなどを理由として指定等が行われていない地区が、図表5-12のとおり見受けられた。

図表5-12 高規格堤防特別区域の指定等の状況

河川名	要指定等地区数	高規格堤防特別区域の指定等	
		実施済み地区数	未済地区数
利根川	14	9	5
江戸川	13	9	4
荒川	14	10	4
多摩川	14	7	7
淀川	20	19	1
大和川	8	4	4
計	83	58	25

このように、高規格堤防特別区域の指定等が行われないと、高規格堤防であることが明示されないままになり、また、河川区域の規制の緩和が行われなため、通常の土地利用に支障を生ずることとなる。

(イ) 管理協定の締結状況

高規格堤防の整備は、基本的に、河川管理者と共同事業者との共同事業として実施されることから、築造した構造物等について管理者等を定める必要がある場合には、管理に関する協定（以下「管理協定」という。）を締結することになっている。

しかし、管理者等を定める必要がある構造物等を有する完成地区及び暫定完成地区において、河川管理者と共同事業者との協議が整わないことなどを理由として管理協定が締結されていない地区が、図表5-13のとおり見受けられた。

図表5-13 管理協定の締結状況

河川名	管理協定の締結が必要な地区数	締結済み地区数	
		締結済み地区数	未締結地区数
利根川	12	6	6
江戸川	12	8	4
荒川	8	6	2
多摩川	13	3	10
淀川	17	16	1
大和川	5	5	0
計	67	44	23

このように、事業完了後において管理協定が締結されていない事態は、河川管理施設である高規格堤防の今後の適切な管理に支障を来すおそれがある。

したがって、高規格堤防整備事業において、高規格堤防特別区域の指定等及び管理協定の締結を適切に行う必要がある。

また、今後、高規格堤防整備事業を廃止した場合等において、点在している盛土等については、その周辺において高規格堤防の整備が実施されないことにより、土地利用が進んだ場合には、高規格堤防整備事業によって盛土等が行われたことが認識されずに掘削等が行われるなどのおそれがあることなどから、高規格堤防特別区域の指定等及び管理協定の締結を行うことなどによって、より適切に管理する必要がある。

エ 通常堤防の整備状況及び堤防強化対策の実施状況

(ア) 通常堤防の整備状況

前記のとおり、超過洪水に対しても破堤しない堤防となるよう高規格堤防が整備されている。一方、計画規模の洪水に対して越水しない堤防となるよう通常堤防が整備されている。

高規格堤防の要整備区間における通常堤防の整備状況をみたところ、図表5-14のとおり、完成堤防の割合は64.4%となっていた。

図表5-14 要整備区間における通常堤防の整備状況

河川名	要整備区間の延長 (a)	通常堤防の整備状況					
		完成堤防		暫定完成堤防		未完成堤防・未施工	
		延長(b)	(b)/(a)	延長(c)	(c)/(a)	延長(d)	(d)/(a)
	km	km	%	km	%	km	%
利根川	362.5	206.5	57.0	126.3	34.8	29.7	8.2
江戸川	120.6	67.2	55.7	53.4	44.3	-	-
荒川	174.1	108.2	62.1	45.5	26.1	20.4	11.7
多摩川	82.6	65.4	79.2	15.8	19.1	1.4	1.7
淀川	89.2	86.4	96.9	1.8	2.0	1.0	1.1
大和川	43.6	28.0	64.2	14.1	32.3	1.5	3.4
計	872.6	561.7	64.4	256.9	29.4	54.0	6.2

注(1) 完成堤防とは、定規断面を満たしているものをいう。

注(2) 暫定完成堤防とは、定規断面に対し、高さや幅の一部が不足しているものをいう。

通常堤防の整備は、治水安全上、早期の完成が望まれるが、要整備区間全体の整備が完了している河川はなかった。

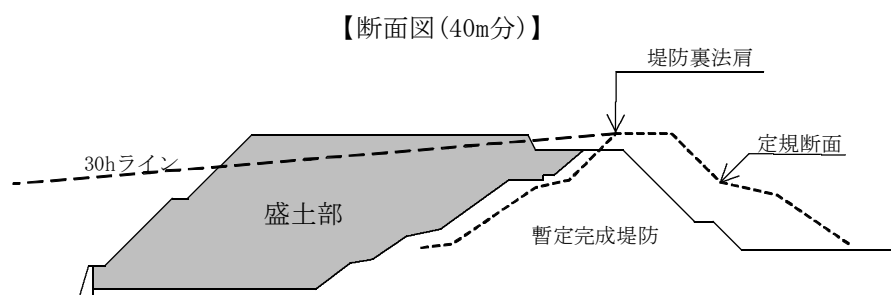
また、高規格堤防の完成地区及び暫定完成地区の中には、通常堤防が暫定完成堤防となっている地区もあり、これについて事例を示すと次のとおりである。

<事例5-5>

荒川の久下地区の暫定完成延長150m中40mの通常堤防については、参考図5-5のとおり、用地が取得できないなどの理由で改修工事が完了しておらず、暫定完成堤防となっていた。

参考図5-5

荒川・久下地区（暫定完成地区）

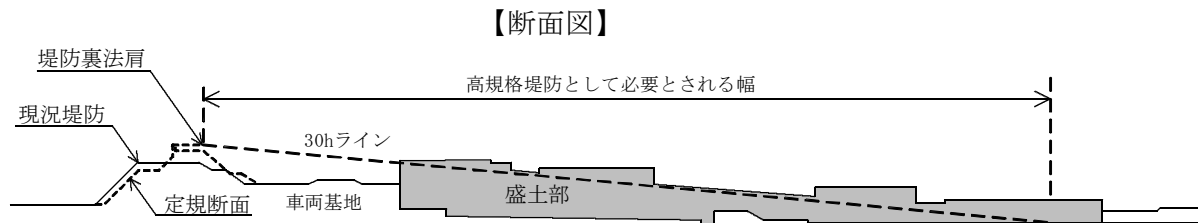


< 事例5-6 >

事例5-3の妙典地区において、盛土部が通常堤防と接していない700mについては、通常堤防の改修工事が完了しておらず、参考図5-3断面図再掲のとおり、暫定完成堤防となっていた。

参考図5-3断面図再掲

江戸川・妙典地区（完成地区）



(イ) 堤防強化対策の実施状況

通常堤防は、古くから逐次強化を重ねてきたものであるが、過去に築造された堤防には、必要な強度を有していないものもあり、近年の異常気象の状況を踏まえると、想定を超える豪雨の長期化も考えられることなどから、堤防の質的安全性の確保が必要となっている。このことから、通常堤防の質的安全性の概略点検が8年度から、詳細点検が14年度からそれぞれ実施されている。そして、詳細点検の結果を受けて、対策工事が必要とされた通常堤防の箇所については、堤防の断面を拡大する断面拡大工法や、川裏の法尻を透水性の高い材料に置き換えて堤体の浸透水を速やかに排出させるためのドレーン工法等により堤防強化対策を実施することになっている。

高規格堤防の要整備区間における通常堤防の詳細点検の結果、堤防強化対策が必要とされた区間（以下「要対策区間」という。）及び堤防強化対策の実施状況は、図表5-15のとおりとなっていた。

図表5-15 詳細点検結果に基づく要対策区間及び堤防強化対策の実施状況

(単位：km)

河川名	要整備区間の延長	要対策区間			
			実施済み区間	施工中区間	未実施区間
利根川	362.5	189.1	0.1	8.0	181.0
江戸川	120.6	63.0	5.0	1.0	57.0
荒川	174.1	73.4	17.2	3.2	53.0
多摩川	82.6	8.9	0.0	0.0	8.9
淀川	89.2	31.8	17.9	0.0	13.9
大和川	43.6	6.6	0.4	0.0	6.2
計	872.6	372.8	40.6	12.2	320.0

堤防強化対策は、近年の局地的豪雨や震災等により重要性が高まってきているが、要整備区間全体の対策が完了している河川はなかった。

また、詳細点検の実施に当たり、高規格堤防の整備地区における通常堤防については、高規格堤防が整備されれば堤防強化対策は不要であるとして、詳細点検の対象から除外していた。

しかし、高規格堤防の整備地区においても、通常堤防の裏法部分への盛土が施工されなかったため、堤防強化対策の効果が発現する条件を満たしておらず、通常堤防を詳細点検の対象とする必要があったと認められる地区が、次のとおり見受けられた。

<事例5-7>

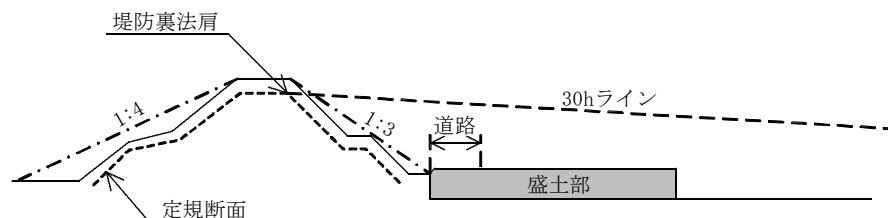
荒川下流河川事務所管内においては、通常堤防の詳細点検の結果、要対策区間とされた場合には、川表側を1:4、川裏側を1:3の勾配にする断面拡大工法で堤防の強化を図ることとしていたが、高規格堤防の整備地区については、通常堤防部分を詳細点検の対象から除外し、堤防強化対策が不必要な区間としていた。

しかし、浮間地区（暫定完成地区）においては、参考図5-6のとおり、通常堤防の拡幅による断面の変化がなく、また、同地区の上下流は要対策区間とされていることから、当該地区の通常堤防部分については、詳細点検の対象とすべきであったと認められ、当該地区の上下流の状況から、堤防強化対策が必要となる可能性が高いと認められる。

参考図5-6

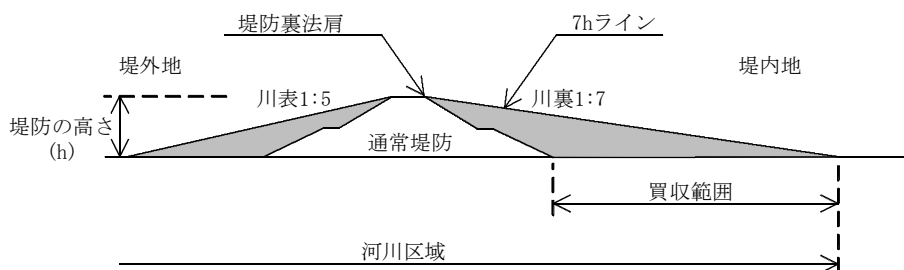
荒川・浮間地区（暫定完成地区）

【断面図】



また、6河川のうち、利根川の上、中流部及び江戸川の右岸においては、ひとたび破堤した場合、首都圏が壊滅的な被害を受けるおそれがあるとして、図表5-16に示したように、堤防用地を買収するなどして堤防の高さの7倍の幅を持つ堤防を築造するなどの首都圏氾濫区域堤防強化対策を16年度から実施している。そして、その実施状況は、図表5-17のとおりであり、また、要整備延長は、高規格堤防の整備地区も含めて算定されていて、65,700mとなっている。

図表5-16 首都圏氾濫区域堤防強化対策概念図



図表5-17 首都圏氾濫区域堤防強化対策の実施状況
ア 整備状況

(単位：m)

河川名	首都圏氾濫区域堤防強化対策の要整備延長					
		高規格堤防による整備		首都圏氾濫区域堤防強化対策による整備		未実施区間
		実施済み区間 (必要な幅等を満たす延長)	施工中区間 (完成後に必要な幅等を満たす延長)	実施済み区間	施工中区間	
利根川 (Ⅰ期)	23,500	380	410	120	2,000	20,590
利根川 (Ⅱ期)	26,000	440	0	-	-	25,560
江戸川	16,200	0	330	2,200	400	13,270
計	65,700	820	740	2,320	2,400	59,420

イ 用地取得状況

河川名	要取得面積(a)		取得済み面積(b)	取得率(b)/(a)
利根川	全体	ha	ha	%
		119.9	51.64	43.1
		Ⅰ期	51.64	78.8
	Ⅱ期	54.4	-	-
江戸川	43.8		31.65	72.3
計	163.7		83.29	50.9

ウ 年度別執行済事業費

(単位：百万円)

河川名 \ 年度	平成16	17	18	19	20	21	22	計
利根川	5,978	5,969	4,276	5,376	6,260	6,675	10,402	44,936
江戸川	3,099	3,099	3,509	6,006	5,714	7,451	4,181	33,059

上記のように、首都圏氾濫区域堤防強化対策は進捗しているが、整備に要する事業期間及び計画事業費については、現在、未定となっている。

また、高規格堤防の要整備区間と首都圏氾濫区域堤防強化対策区間は重複しているが、国土交通省は、堤防用地を買収するなどして首都圏氾濫区域堤防強化対策を実施した箇所についても、沿川自治体等との協議が整えば高規格堤防を整備するとしている。

一方、高規格堤防の整備地区において、事例5-8のように、高規格堤防整備事業により整備した幅が、首都圏氾濫区域堤防強化対策に必要とされる堤防の高さの7倍を下回っていて、今後、首都圏氾濫区域堤防強化対策を実施する必要がある地区が見受けられた。

< 事例5-8 >

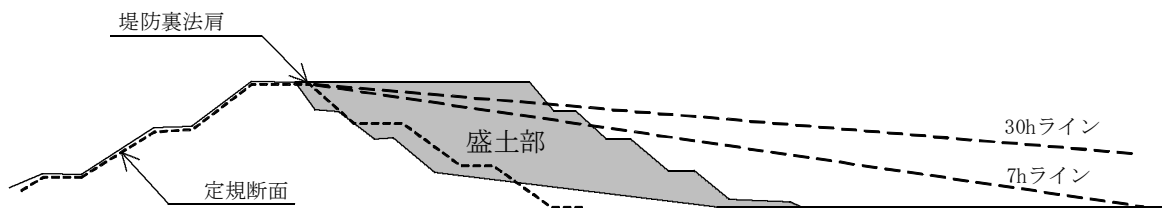
利根川の山王地区は、平成3年度に事業着手し、4年度に暫定完成地区とされ、暫定完成延長は200mであるとされている。

しかし、参考図5-7のとおり、高規格堤防整備事業により整備した幅が首都圏氾濫区域堤防強化対策で必要とされる幅を満たしていない状況となっており、高規格堤防としても、首都圏氾濫区域堤防強化対策としても暫定完成でしかなく、今後、少なくとも首都圏氾濫区域堤防強化対策を実施する必要がある状況となっていた。

参考図5-7

利根川・山王地区（暫定完成地区）

【断面図】



このように、高規格堤防整備事業が、その整備に相当程度の期間と費用を要する事業である一方で、通常堤防の整備や堤防強化対策は、治水上、早期の完成が望まれることから、通常堤防の整備や堤防強化対策の優先的な実施を検討する必要があると認められる。

(3) 事業費の推移及び事業計画の変更等に伴う見直し等の状況

ア 事業費の推移

前記のとおり、高規格堤防整備事業は、昭和62年度から実施されており、6河川の高規格堤防整備事業に係る年度別執行済事業費の推移は、図表5-18のとおりである。

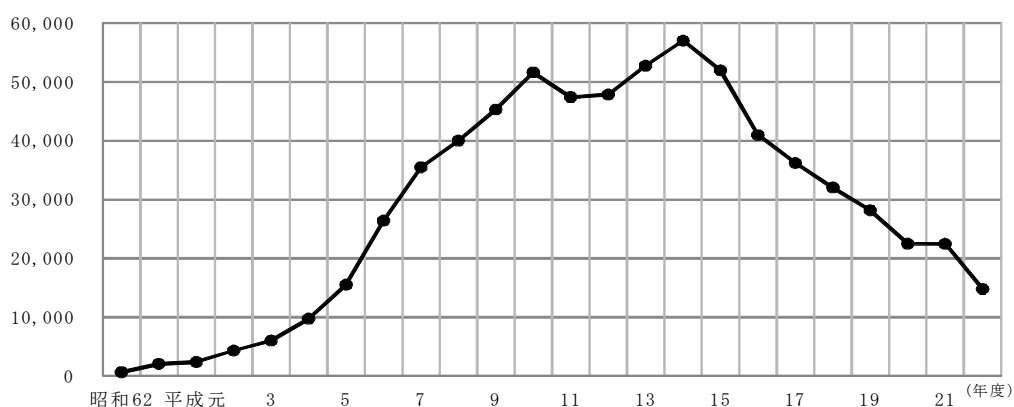
図表5-18 高規格堤防整備事業に係る年度別執行済事業費

(単位：百万円)

年度	利根川	江戸川	荒川	多摩川	淀川	大和川	計
昭和62	330	-	80	-	120	100	630
63	943	100	243	-	481	275	2,042
平成元	578	360	425	100	497	400	2,360
2	750	1,110	830	210	993	420	4,313
3	905	1,380	1,584	500	1,125	530	6,024
4	1,532	2,927	2,436	516	1,686	620	9,717
5	1,764	3,022	5,770	646	3,502	810	15,514
6	5,628	5,135	7,073	751	6,819	1,000	26,406
7	6,000	6,620	10,240	1,500	9,010	2,120	35,490
8	6,370	5,687	14,101	1,662	10,000	2,200	40,020
9	7,385	5,061	17,658	1,704	10,163	3,350	45,321
10	9,936	4,239	21,468	1,552	10,895	3,563	51,653
11	8,245	5,503	18,685	2,314	8,714	3,969	47,430
12	8,437	7,153	17,798	2,367	8,217	3,896	47,868
13	12,273	5,098	15,156	4,035	11,800	4,401	52,763
14	13,287	5,391	16,685	6,331	8,332	6,999	57,025
15	13,662	5,397	13,175	3,351	8,696	7,694	51,975
16	7,073	1,309	11,833	3,635	8,430	8,692	40,972
17	6,723	828	10,784	1,778	6,472	9,628	36,213
18	5,572	1,111	8,494	2,281	6,398	8,196	32,052
19	4,761	1,454	7,176	2,239	5,707	6,829	28,166
20	2,005	916	7,440	1,648	3,746	6,727	22,482
21	2,210	762	5,870	1,785	2,095	9,724	22,446
22	1,331	70	3,972	1,660	3,446	4,295	14,774
計	127,700	70,633	218,976	42,565	137,344	96,438	693,656

(百万円)

高規格堤防整備事業に係る年度別執行済事業費の推移



高規格堤防整備事業に係る年度別執行済事業費は、平成14年度の570億円をピークに22年度では147億円まで減少している。

イ 事業計画の変更に伴う計画事業費の見直しの状況

高規格堤防整備事業においては、共同事業の将来計画が把握できないとして、同事業の全体事業計画や河川ごとの事業計画を策定しておらず、地区別事業計画書は、作成通知等において計画事業費を記載することとはされていなかった。このため、事業計画に基づく計画事業費の執行状況の把握や、事業計画の変更に伴う計画事業費の見直しは行われていない状況となっていた。

(4) 事業再評価時における投資効果等の検討の状況

ア 事業再評価の実施状況

国土交通省は、10年度から所管する公共事業の事業評価を行っている。しかし、高規格堤防整備事業に係る便益については、被害軽減期待額を定量的に評価することが困難であるとともに適切ではないことから算定できないとして、図表5-19の大和川の15年度の残事業評価のように、河川改修等による総便益を、河川改修等と高規格堤防整備に係る総費用との合計により除するなどして、費用対効果分析を行っていた。

また、前記のとおり、高規格堤防整備事業においては、共同事業の将来計画が把握できないとして、河川ごとに事業計画を策定することとされていないことなどから、事業再評価における高規格堤防整備事業費が不明となっている事態が多く見受けられた。

一方、高規格堤防整備事業として事業再評価を行っている淀川の10年度の全体事業評価においては、高規格堤防の計画事業費が算定されていないことなどから、全体事業費を河川改修費4501億円とした場合の費用便益比（7.9）と、河川改修費に高規格堤防整備事業費として8900億円を加えた場合の費用便益比（2.6）と、高規格堤防整備事業費として3兆円を加えた場合の費用便益比（0.95）の3パターンで費用便益比を算出していた。

また、多摩川の17年度の残事業評価では、18年度から42年度までの建設費1169億円のうち、高規格堤防整備事業費を5億円として算定していたが、18年度から22年度までの高規格堤防整備事業の執行済事業費は96億円に上っており、想定額の5億円をはるかに上回っていた。

図表5-19 事業再評価の概要

河川名	再評価年度	事業名	費用対効果分析													
			全体事業評価							残事業評価						
			全体事業費 (億円)	高規格堤防整備事業費	総便益 (B) (億円)	総費用 (C) (億円)	高規格堤防整備事業費	整備期間	費用便益比(B/C)	残事業費 (億円)	高規格堤防整備事業費	総便益 (B) (億円)	総費用 (C) (億円)	高規格堤防整備事業費	整備期間	費用便益比(B/C)
利根川 江戸川	平成10	利根川上流改修事業	17,358	不明	318,538	74,284	不明	昭和55～不明	4.3	未実施						
		利根川下流改修事業														
		江戸川改修事業														
	平成14	利根川上流直轄河川改修事業	21,674	不明	587,781	23,742	不明	昭和55～平成191(200年)	24.8	不明	不明	170,804	18,030	不明	平成14～191(177年)	9.5
		利根川下流直轄河川改修事業	46,353	不明												
		江戸川直轄河川改修事業	16,890	不明												
	平成19	利根川上流・下流・江戸川直轄河川改修事業	84,917	不明	692,145	27,359	不明	昭和55～平成191(200年)	25.3	不明	不明	184,593	17,391	不明	平成20～191(171年)	10.6
荒川	平成10	荒川上流改修事業	不明	不明	不明	不明	不明	不明	26.6	不明						
		荒川下流改修事業	23,373	不明	591,423	24,638	不明	昭和48～不明	24.0	未実施						
	平成15	荒川直轄河川改修事業	未実施							不明	不明	106,097	8,146	不明	平成15～185(170年)	13.0
	平成20	荒川直轄河川改修事業	59,963	不明	489,335	17,057	不明	昭和48～平成185(200年)	28.7	55,202	不明	106,690	8,428	不明	平成20～185(165年)	12.7
	平成22	多摩川直轄河川改修事業	1,500	-	31,405	1,253	-	平成13～42(30年)	25.1	1,023	-	17,020	643	-	平成23～42(20年)	26.5
多摩川	平成10	多摩川改修事業	不明	不明	不明	不明	不明	不明	2.3	不明						
	平成17	多摩川水系多摩川直轄河川改修事業	1,721	222	5,876	1,402	不明	平成13～42(30年)	4.2	1,169	5	3,635	853	不明	平成18～42(25年)	4.3
	平成22	多摩川直轄河川改修事業	1,500	-	31,405	1,253	-	平成13～42(30年)	25.1	1,023	-	17,020	643	-	平成23～42(20年)	26.5

河川名	再評価年度	事業名	費用対効果分析														
			全体事業評価							残事業評価							
			全体事業費 (億円)		総便益 (B) (億円)	総費用 (C) (億円)		整備 期間	費用 便益 比(B /C)	残事業費 (億円)		総便益 (B) (億円)	総費用 (C) (億円)		整備 期間	費用 便益 比(B /C)	
	高規格堤防整備事業費		高規格堤防整備事業費			高規格堤防整備事業費				高規格堤防整備事業費							
淀川	平成10	淀川改修事業	4,501	不明	1,799	228	不明	不明	7.9	未実施							
		高規格堤防整備事業（注）	13,401	8,900	1,755	678	450	不明	2.6								
			34,501	30,000	1,650	1,746	1,518	不明	0.95								
	平成15	河川改修事業	未実施							4,164	不明	94,421	3,074	不明	不明	30.7	
		高規格堤防整備事業（注）								16,726	13,700	29,103	4,248	不明	不明	6.9	
										31,426	28,400	29,103	7,961	不明	不明	3.7	
	平成20	淀川直轄河川改修事業	3,537	不明	14,069	2,495	不明	平成20 ～ 49(30年)	5.6								
	大和川	平成10	大和川改修事業	5,308	－	14,893	269	－	不明	55.4	未実施						
		平成15	大和川改修事業	未実施													
高規格堤防整備事業（注）			18,579								13,300	66,783	4,634	不明	平成15 ～ 114(100年)	14.4	
平成20		大和川直轄河川改修事業	18,537	不明	28,148	4,002	不明	平成20 ～ 136(117年)	7.0								

（注） 高規格堤防整備事業単体として事業再評価を行ったものではなく、河川改修事業に高規格堤防整備事業を含めて事業再評価を行ったものである。

なお、投資効率性の確認手法を含めた事業評価の方法については、予算執行調査等を踏まえ、検討会において検討した結果、今後の課題とされ、現在、国土交通省で検討している状況である。

イ 23年度予算に向けた地区別事業評価

高規格堤防整備事業については、事業中の地区のうち、中止した場合に土地所有者や住民等の社会経済活動に重大な支障を及ぼす場合を除き、23年度の予算措置を行わないこととされ、予算措置を行う場合についても、事業評価監視委員会に諮った上で、必要最小限の措置に限るとされた。

そして、関東、近畿両地方整備局は、事業中の地区のうち、中止した場合に重大な支障を及ぼす地区として、6地区において予算措置を行うこととして、23年3月に、図表5-20のとおり、地区別の事業評価を実施している。

図表5-20 関東、近畿両地方整備局における地区別の事業評価の結果

河川名	地区名	総便益(B)	総費用(C)	費用便益比(B/C)	結果
荒川	小松川	億円 720	億円 488	1.5	継続
	川口	1,290	666	1.9	継続
淀川	海老江	148	119	1.2	継続
	大宮	62	13	4.8	継続
	大庭	188	48	3.9	継続
大和川	阪高大和川線 (一体整備)	5,556	984	5.6	継続

費用便益比は、第1回検討会（23年2月）で示された「高規格堤防の費用対効果算出の考え方（案）について」に基づいて算出されている。便益のうち被害軽減期待額は、次式のように、通常堤防のみを整備した場合と高規格堤防を整備した場合の想定被害額を基に、通常堤防のみの整備では破堤のおそれがある区間のうち、高規格堤防を整備した区間は破堤しないことからその分だけ破堤の危険性が減少するとして算定することとされている。また、高規格堤防としての効果を発現するために必要な整備面積に対する事業範囲面積の比を用いた割引を行って被害軽減期待額を算定することとされている。

（検討会で示された被害軽減期待額算定式）

被害軽減期待額 ＝ （通常堤防時想定被害額－高規格堤防時想定被害額） ×（高規格堤防整備延長／破堤のおそれがある区間の延長） ×（事業範囲面積／高規格堤防必要面積）
--

高規格堤防は、超過洪水に対しても破堤しない堤防とする目的のために整備しているものであり、その破堤しないという効果は、本来、一連の区間にわたって、基本断面が完成した場合において発現するものである。しかし、整備を実施するに当たっては、一連の区間にわたって同時に施工することは困難であることから、整備は段階的な施工となり、その結果、地区ごとにみれば、基本断面が完成しその地区は破堤しないという効果を有している地区や、基本断面が完成していないことから

堤防強化効果のみを発現している地区等が混在することになる。

このことから、暫定的に、破堤の危険性が減少する効果があるとして被害軽減期待額を算定することができるのは、堤防強化効果を発現すると認められる場合に限られるものである。

しかし、検討会で示された被害軽減期待額算定式及びその考え方は、破堤の危険性が減少する効果を必ずしも適切に反映するものとはなっていなかった。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

<事例5-9>

平成16年度に事業着手し、23年度に完成予定の淀川の海老江地区の事業評価では、同地区の整備面積に加えて、24年度に本体工事に着手し、32年度完成予定の市道淀川左岸線（2期）及び淀川南岸線の道路の整備面積を含めて事業範囲面積として、検討会で示された被害軽減期待額算定式を用いて、被害軽減期待額を事業着手の翌年度の17年度から算定していた。

しかし、海老江地区は、通常堤防から離れた位置に盛土する地区であり、同地区が完成しても、堤防強化効果は発現せず、破堤の危険性を減少する効果があるとは認められない。

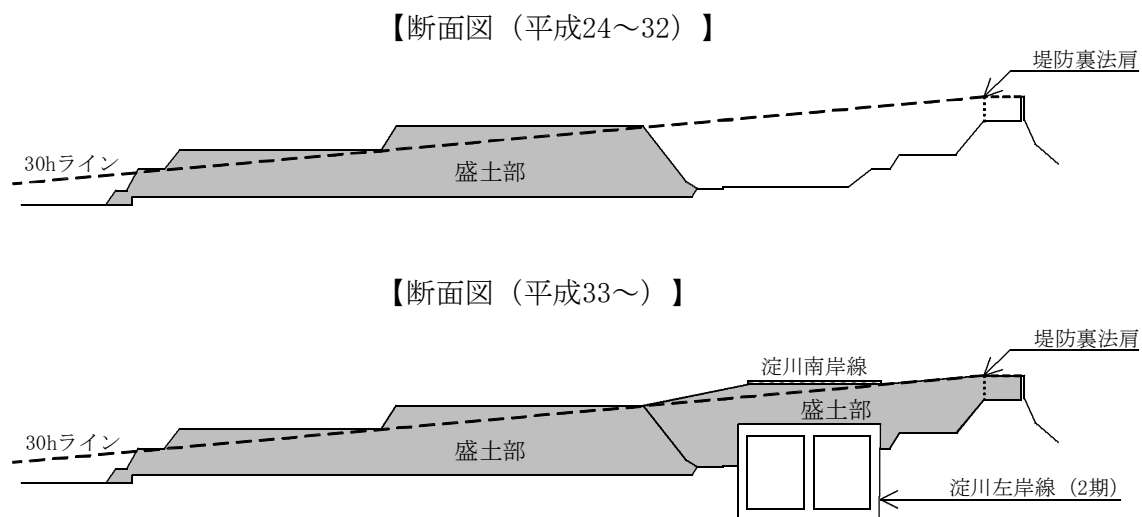
このことから、本院において、淀川左岸線（2期）及び淀川南岸線の完成をもって海老江地区が通常堤防と一体化するとして、被害軽減期待額を33年度から算定すると、総便益は89億円（総費用は119億円のまま）となることから、費用便益比は0.7になる。

また、事業範囲面積に含めて計上し便益として算定している、淀川左岸線（2期）及び淀川南岸線の整備における河川管理者の費用負担と、通常堤防の裏法部及び淀川左岸線（2期）と海老江地区との間の盛土計画及び河川管理者の費用負担が、23年3月の事業評価時においてはそれぞれ未定となっていたため、それらに係る費用は、費用便益比の総費用に計上されていなかった。

なお、23年9月に、上記に係る費用は全額大阪市が負担し、河川管理者の費用負担は一切ないことが確定したとしているが、同年10月末現在、上記に係る合意書等は取り交わされていない。

参考図5-8

淀川・海老江地区（事業中地区）



23年度予算に向けた地区別事業評価においては、事業を中止した場合の土地所有者や住民等の社会経済活動への重大な支障等をもって予算措置の判断をしており、費用便益比のみをもって予算措置の判断をしたものではないが、より適切な評価手法を用いて費用便益比を算出する必要があったと認められることなどから、今後、高規格堤防の目的、効果等を考慮した評価手法について、更なる検討を行い、早急に確立する必要があると認められる。

第3 検査の結果に対する所見

1 検査の結果の概要

国土交通省及び水資源機構が整備する大規模な治水事業の実施等に関し、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、事業の目的、必要性等についての検討の状況、事業の実施状況、事業費の推移及び事業計画の変更等に伴う見直し等の状況及び事業再評価時における投資効果等の検討の状況について、事業の内容、規模等が河川整備基本方針、河川整備計画等を適切に反映したものとなっているか、事業計画等の内容について現況を適切に反映した見直しなどが行われているか、事業が長期化している場合において、事業計画上の事業期間は適切に設定されているか、事業費の推移を確認し、計画の変更や事業の進捗状況等を適切に反映した事業費の見直しなどが行われているか、費用対効果分析における総費用及び総便益が再評価実施要領等に基づき適切に算定されているかなどの点に着眼して検査を実施した。

検査の結果の概要は、次のとおりである。

(1) 事業の目的、必要性等についての検討の状況

ア 放水路等事業（旭川放水路、斐伊川放水路及び大河津可動堰）において、放水路等以外の他の治水対策案との比較や放水路等の計画規模の諸元等に関して、事業計画等の策定時等にどのような検討がなされたかを裏付ける関係資料を保有していないとしているため、事業主体は、同事業が放水路等とされた経緯や必要とされる計画規模等について明確にできず、事業に対する説明責任が果たせない状況となっていた（38～43ページ参照）。

イ 導水路事業（霞ヶ浦導水）において、霞ヶ浦の水質が更に悪化する傾向にあることから、現状においては同事業により導水を実施してもCOD値5.0mg/L台前半という目標を達成するまでに相当な期間を要することが見込まれる状況となっており、また、事業参画を継続する意思がない利水者が出てくるなど事業開始当初に比べて同事業を取り巻く社会経済情勢に変化が見受けられた。しかし、現状における同事業の効果、必要性の再検討を十分に行わないまま従前の事業計画により引き続き事業を実施している（53～56ページ参照）。

ウ 遊水地等事業において、以下のような事態が見受けられた。

(ア) 千歳川遊水地では、河川整備計画策定時における諸元等を説明できる関係資料を保有していないとしているため、事業主体は、遊水地の計画規模、設置箇所等

が河川整備計画の記載内容と整合したものとなっているかについて明確にできず、事業に対する説明責任が果たせない状況となっていた（65～67ページ参照）。

(イ) 渡良瀬遊水地、稲戸井調節池及び上野遊水地では、事業計画本体も含めて関係資料を保有していないとしているため、事業主体は、事業の目的、必要性等についての検討の有無や計画が適切なものとなっているかなどについて明確にできないまま、事業を実施している（67～71ページ参照）。

エ 利根川水系のうち、国が管理する区間においては、河川法が改正されてから13年以上経過しているのに、まだ河川整備計画が策定されておらず、利根川水系河川整備計画の案の基礎となる原案を作成している段階であり、河川整備計画本体が策定される時期についての見通しが立っていない状況となっていた。また、県が管理する区間においても、河川整備計画が策定されていない圏域等が見受けられた（114～120ページ参照）。

オ 斐伊川水系のうち、国が管理する区間においては河川整備計画が策定されているものの、上流に大規模な直轄ダム、下流に大規模な直轄放水路がある県が管理中流域では、河川整備計画が策定されていない区間が見受けられた（127～130ページ参照）。

(2) 事業の実施状況

ア ダム建設事業において、計画事業費や事業期間の変更は事業評価に大きな影響を与えるものであるのに、執行率が100%近くになってから計画事業費を見直していたり、事業が完了していないのに、事業期間の延長が行われないうまま計画上の事業期間を既に過ぎていたり、進捗段階別にみた経過率の状況をみると事業期間の延長が必要となるおそれがあったりするものが見受けられた（24～30ページ参照）。

イ 放水路等事業において、以下のような事態が見受けられた。

(ア) 斐伊川放水路では、道路を集約した経緯や道路橋設置箇所を決定した経緯等に係る関係資料を保有していないとしていることから、道路を集約して6橋を設置することとした理由等を明確にできず、説明責任が果たせない状況となっていた（43、44ページ参照）。

(イ) 大河津可動堰では、コスト縮減対策等によって工事内容を変更したり、新たな予算科目を設けたりなどしているが、これらは、単なる工事内容の変更や予算の流用にとどまらず、計画事業費に影響すると思料される事項であるのに、事業主

体は、当初の事業計画の事業内容等を確認できる関係資料を保有していないとして現行の事業内容との比較が行えないことから、当初事業計画の内容と実施中の事業内容との整合性について明確にできず、説明責任を果たせない状況となっていた（44～46ページ参照）。

ウ 導水路事業（霞ヶ浦導水）において、以下のような事態が見受けられた。

(ア) 事業期間の延長は事業評価に大きな影響を与えるものであるのに、事業計画の事業期間を変更するまでには至らずに事業期間の最終年度以降も事業が継続して実施されていた（58、59ページ参照）。

(イ) 那珂導水路については、区分地上権の設定を必要とする箇所が約55,700㎡残されていて、今後の区分地上権の設定にも時間を要すると、事業の効果の発現が更に遅れる状況となっていた（58、59ページ参照）。

(ウ) 完成している利根導水路については、霞ヶ浦導水事業として利用された実績がない状況となっていた（58、59ページ参照）。

エ 遊水地等事業（千歳川遊水地）において、住民への説明会等での議事録等や関係自治体との協議記録等を作成していないとして、同意・合意の有無や協議の経緯に関する事実について明確にできない状況となっていた（71、72ページ参照）。

オ 高規格堤防整備事業において、以下のような事態が見受けられた。

(ア) 事業スキーム

a 利根川においては、沿川に市街地整備の動きがないことなどを理由として沿川整備基本構想を策定していなかった。沿川市街地整備計画を策定している地区は6河川において1地区もなく、一体的推進通達等が想定した高規格堤防等と市街地との一体的整備は実施されていない状況となっていた。また、沿川整備基本構想において整備を推進する地区等と位置付けられた地区であっても事業が行われていなかったり、同構想に位置付けられていなかった地区で事業が行われていたりするなど、高規格堤防と市街地の一体的な整備を推進するために策定された沿川整備基本構想は、必ずしも十分に機能していない状況となっていた（85～88ページ参照）。

b 利根川、江戸川、荒川及び多摩川においては、沿川自治体と河川管理者との間で十分な連絡調整を図るため設置するものとされている沿川整備協議会を設置していなかった（88ページ参照）。

- c 国土交通省において地区別事業計画書を作成していることが確認できたとしているのは、127地区中1地区のみであり、地区別事業計画書を通じて沿川自治体等から高規格堤防整備事業の目的等の理解や協力を得るという作成通知の目的を達していない状況となっていた（88ページ参照）。
- d 用地買収を伴う整備や公共公益施設の整備のみを共同事業等とする整備、市街化調整区域等での整備が多数実施されており、土地地区画整理事業、市街地再開発等のまちづくり事業との連携により事業の進捗を図るという基本的な事業スキームとして一般的に示されている整備手法によって事業の進捗が図られているとはいえない状況となっていた。また、重点整備区間の設定後に新たに事業に着手した地区においても、重点整備区間の設定前の事業の整備手法と際立った違いは見受けられない状況となっていた（88～92ページ参照）。
- (イ) 国土交通省は、整備延長及び整備率を、要整備区間においては50,630m、5.8%、重点整備区間においては27,740m、12.4%としていたが、基本断面が完成していると認められる延長について改めて集計を行って整備延長及び整備率を算出すると、要整備区間においては9,463m、1.1%、重点整備区間においては2,495m、1.1%となった（92～98ページ参照）。
- (ウ) 高規格堤防特別区域の指定等を必要とする83地区のうち、隣接地区と合わせて指定等を行うこととしていることなどを理由として指定等が行われていない地区が25地区、管理協定の締結を必要とする67地区のうち、河川管理者と共同事業者との協議が整わないことなどを理由として管理協定が締結されていない地区が23地区見受けられた（98～100ページ参照）。
- (エ) 要整備区間における通常堤防の完成堤防の割合は64.4%となっており、整備が完了している河川はなく、また、要整備区間における堤防強化対策が完了している河川もなかった（100～106ページ参照）。
- カ 利根川水系において、洪水調節施設、河道及び堤防の整備は密接に関係することから連携して実施されることが肝要であるが、河川法が改正されてから13年以上経過しているのに、河川整備計画が策定されていないために、20年から30年程度の間実施する具体的な河川の整備内容等の目標が明らかにされておらず、洪水調節施設等の整備が当面の目標に向かって連携して実施されているか確認できない状況となっていた（120～123ページ参照）。

(3) 事業費の推移及び事業計画の変更等に伴う見直し等の状況

ア ダム建設事業において、検査対象とした47ダムのうち、24ダムで変更後の計画事業費が当初の計画事業費から増額されており、このうち9ダムについては変更後の計画事業費が当初の2倍以上と大幅に増額されているが、既存の関係資料からは、これらの要因の詳細や増額の内訳について明確にできない状況となっていた。また、33ダムで変更後の事業期間が当初の事業期間から延長されており、このうち7ダムについては変更後の事業期間が当初の2倍以上と大幅に延長されているが、既存の関係資料からは、これらの要因の詳細について明確にできない状況となっていた。さらに、延べ48回の事業期間の変更のうち23回は、従前の事業期間の期限を過ぎてから延長が行われていた（31～34ページ参照）。

イ 放水路等事業において、以下のような事態が見受けられた。

(ア) 旭川放水路及び斐伊川放水路では、計画事業費の数値が記載された大規模改良工事の申請書以外の関係資料を保有していないとしているため、事業主体は、当初計画事業費の根拠、事業計画を変更した理由、変更後の事業計画の内容や計画事業費の増額理由等について、その妥当性を明確にできず、事業に対する説明責任が果たせない状況となっていた（46～48ページ参照）。

(イ) 斐伊川放水路では、ゲートの築造について、事業計画の変更に関する要望書や議事録等の関係資料は行政文書に該当しないとして保有していないとしているため、事業主体は、計画規模を超える降雨に対応可能なゲートの必要性等を明確にできず、説明責任が果たせない状況となっていた（47、48ページ参照）。

ウ 遊水地等事業（渡良瀬遊水地、稲戸井調節池及び上野遊水地）において、事業計画の内容、変更理由や計画事業費の算定根拠、増減の内訳等については、文書管理規則に基づく保存期限が満了したため関係資料を廃棄したことなどにより保有していないとしているため、事業主体は、その内容を明確にできず、事業に対する説明責任が果たせない状況となっていた（75～79ページ参照）。

エ 高規格堤防整備事業において、共同事業の将来計画が把握できないとして、同事業の全体事業計画や河川ごとの事業計画を策定しておらず、地区別事業計画書は、作成通知等において計画事業費を記載することとはされていなかった。このため、事業計画に基づく計画事業費の執行状況の把握や、事業計画の変更に伴う計画事業費の見直しは行われていない状況となっていた（108ページ参照）。

(4) 事業再評価時における投資効果等の検討の状況

ア 放水路等事業（旭川放水路及び斐伊川放水路）、導水路事業（霞ヶ浦導水）及び斐伊川水系の治水事業において、事業再評価等が実施された年代が古いものについては、総費用及び総便益の算定根拠、算定に使用したデータ等の関係資料を保有していないとしているため、事業主体は、過去の事業再評価における総費用及び総便益の算定過程等の妥当性を明確にできず、説明責任が果たせない状況となっていた（49～51、63、64、132、133ページ参照）。

イ 遊水地等事業（渡良瀬遊水地、稲戸井調節池及び上野遊水地）において、費用便益比の算出根拠等の関係資料を保有していないとしているため、事業主体は、過去の事業再評価における総費用及び総便益の算定の妥当性を明確にできず、説明責任が果たせない状況となっていた。また、大規模改良工事については事業費も多額で事業期間も長期にわたるのに、各事業の直近の事業再評価は、各事業を実施する河川等における河川改修事業を対象として実施されており、事業単体としての費用便益比を算出していない状況となっていた（80～82ページ参照）。

ウ 高規格堤防整備事業において、23年度予算措置に向けた地区別の事業再評価等における費用便益比のうち便益である被害軽減期待額の算定式及びその考え方は、破堤の危険性が減少する効果を必ずしも適切に反映するものとはなっていなかった（110～113ページ参照）。

2 所見

大規模な治水事業は、これまでに幾度となく見直しや事業の再評価等が行われた上で実施されてきている。しかし、我が国の財政は引き続き厳しい状況にあることから、国土交通省は次の各点に、また、水資源機構は次の(2)ア及び(3)アの点に留意して、大規模な治水事業について、適切かつ効率的、効果的に実施するよう努める必要がある。

(1) 事業の目的、必要性等についての検討の状況

ア 放水路等事業及び遊水地等事業において、説明責任を果たせるよう事業計画等を変更するなどの際には関係資料を整備するとともに、事業の目的、必要性等についての再検討に活用できるようにすること

イ 導水路事業において、継続して事業を実施する場合には、関係者等と十分調整を行うとともに、霞ヶ浦の水質改善対策の代替案に比べて費用対効果の面で有利であ

るなど、同事業の効果、必要性等を再度明確にした上で事業に取り組むこと

ウ 利根川水系において、河川整備計画（国管理区間）が策定されていない河川については、河川整備計画の策定に向けて、関係自治体等と連絡及び調整を十分行うなどの取組をより促進させること。また、利根川、斐伊川両水系に関係する県管理区間において河川整備計画が策定されていない場合には、河川整備計画の策定に向けて、県との情報共有及び連携をより一層図ること。その上で、一級河川（国管理区間等）において河川整備計画が策定されていない河川についても同様の取組を行うこと

(2) 事業の実施状況

ア ダム建設事業及び導水路事業において、今後のダム建設事業等及び検証対象のダム建設事業等のうち検証の結果継続すると判断したダム建設事業等について、計画事業費や事業期間が事業の実施状況を反映したものとなるよう、適時適切に事業計画の見直しを行うこと

イ 放水路等事業において、事業執行の際には、説明責任を果たせるよう関係機関との協議に係る関係資料を整備するとともに、計画規模の再確認や再検討に活用できるようにすること。また、事業内容に変更が生じた場合には、適時適切に事業計画を見直すよう検討すること

ウ 導水路事業において、区分地上権の設定については、事業の効果が早期に発現するよう、計画的に実施し、事業期間を延長することがないようにすること。また、完成している利根導水路については、投資効果が少しでも発現されるよう、利根導水路を単体で有効に活用することについて検討すること

エ 遊水地等事業において、説明責任を果たせるよう、住民への説明会や関係自治体との協議等の際には、議事録や協議記録等を適宜作成し、適切に保存すること

オ 高規格堤防整備事業において、

(ア) 当初想定していた、沿川整備基本構想に基づく河川と都市との連携や、まちづくり事業との共同事業により実施するという事業スキームは十分に機能していない状況が見受けられることから、今後、同事業を廃止しない場合には、実現可能性のある事業スキームを構築すること

(イ) 破堤しないという高規格堤防の効果は基本断面が完成した場合において初めて発現することから、高規格堤防の整備延長及び整備率については、高規格堤防整

備の目的、効果等を考慮した算出方法を確立すること

(ウ) 高規格堤防特別区域の指定等及び管理協定の締結を適切に行うこと。また、今後、同事業を廃止する場合等において、点在している盛土等については、その周辺において高規格堤防の整備が実施されないことにより、土地利用が進んだ場合には、高規格堤防整備事業によって盛土等が行われたことが認識されずに掘削等が行われるなどのおそれがあることなどから、高規格堤防特別区域の指定等及び管理協定の締結を行うことなどによって、より適切に管理すること

(エ) 高規格堤防整備事業が、その整備に相当程度の期間と費用を要する事業である一方で、通常堤防の整備や堤防強化対策は、治水上、早期の完成が望まれることから、通常堤防の整備や堤防強化対策の優先的な実施を検討すること

カ 利根川水系における治水事業において、20年から30年程度の間の整備の目標である河川整備計画を早期に策定して、その河川整備計画に基づき洪水調節施設、河道及び堤防の整備を連携して、計画的に整備を行うこと

(3) 事業費の推移及び事業計画の変更等に伴う見直し等の状況

ア ダム建設事業、放水路等事業及び遊水地等事業において、計画事業費や事業期間が当初の見込みより大幅に増額されたり、延長されたりしているものがあることなどから、今後は計画事業費の増減の詳細な要因と内訳、事業期間の変更の詳細な要因等を調査・分析して、事業の実施や計画変更について、事業の実施の可否も含めて、適時適切に検討すること

イ 放水路等事業において、説明責任を果たせるよう、住民等からの要望等についても、事業の実施等に役立てるため、要望書や議事録等の関係資料を適切に保存すること

ウ 高規格堤防整備事業において、計画事業費を明記した地区別事業計画書を作成し、事業計画の変更時には、計画事業費についても適切に見直すこと

(4) 事業再評価時における投資効果等の検討の状況

ア 放水路等事業、導水路事業、遊水地等事業及び斐伊川水系における治水事業において、事業再評価に当たっては、説明責任を果たせるよう総費用及び総便益の算定根拠等の関係資料を整備するとともに、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化の分析を的確に行えるようにすること

イ 遊水地等事業において、同事業を実施する河川等における河川改修事業全体を対

象とした評価を行うだけでなく、事業単体でも事業再評価等を行うこと

ウ 高規格堤防整備事業において、地区別の事業再評価等を実施するために、高規格堤防の目的、効果等を考慮した評価手法について、更なる検討を行い、早急に確立すること

以上のとおり報告する。

会計検査院としては、今後とも、大規模な治水事業の実施において、事業の必要性等の検討や進捗状況等について、多角的な観点から引き続き検査していくこととする。

江戸川のスーパー堤防事業

強制排除の苦い後味

スーパー堤防建設に合わせて土地区画整理事業を進める江戸川区が、予定地に残る民家の強制排除に踏み切った。2カ月余り、区は住民への説得を続け、悩んだ末に立ち退いた人もいた。とどまる住民の心も揺れる。



減り、今年6月には6棟を残すのみとなった。

区は7月、岩井さん宅から20坪もない空き家の強制解体に踏み切った。そのころ岩井さんに立ち退きを求める3度目の催告書が区から届いた。「次は私が」。

不安ではあったが、「人が住む家には簡単に踏み込めないだろう」とたかをくくっていた。

7月末、区担当者は「8月19日」と期限を切った。「住民の意向はお伺いしなされた」。岩井さんは事実上の最後通告を受け取った。応じなければ、家財道具を運び出され、家から追い出される。仕事や通院の便と関係なく仮住まいを指定され、そこに入るしかない。理不尽に思える事業のために生活を壊されるのは耐え難かった。交渉の結果、8月26日までに家を明け渡し、8月27日に家を明け渡すことで折り合った。

明け渡す日、岩井さんは涙を流した。

追い詰められ立ち退き…「納得していない」

スーパー堤防

「200年に1回の洪水に備える」として、堤防の陸側に盛り土をして傾斜を緩やかにすることで、洪水で水が乗り越えても壊れないようにした堤防。国土交通省が1980年代に整備を始めた。民主党政権下の2010年時点で、首都圏、近畿圏の6河川の87.3%を整備する計画になっていた。事業仕分けで「整

具を運び出され、家から追い出される。仕事や通院の便と関係なく仮住まいを指定され、そこに入るしかない。理不尽に思える事業のために生活を壊されるのは耐え難かった。交渉の結果、8月26日までに家を明け渡し、8月27日に家を明け渡すことで折り合った。

土地区画整理

土地区画整理法に基づき、自治体などが道路、公園、宅地の整備のため、土地の区画を変えて街を整備する事業。宅地の場合、住民は自治体などから一定のルールで算出された補償金を受け取り、引



家の片付けを終え、悩んだ日々を振り返る岩井さん＝8月24日

とどまる住民も揺れる

区が強制的に解体したのは空き家1棟にとどまる。スーパー堤防に反対してきた住民のうち3組が4棟で今も暮らす。区は個別に説得を試みている。

住民に立ち退きを求めた通知の取り消しを求める訴訟の原告団長、高橋新一さん(55)は、今年9月5日に東京地裁で開かれた口頭弁論の後、立ち退きに応じることを含めて、区側と話し合っていることを支援者らに明かした。「考えたら導られない



11日夜、暮崎公園地区の住民が区側を招いて開いた説明会。

国交省の盛り土工事は遅れに遅れている。区の早期着工要請を受け、国交省は6月下旬に予定地の一部の盛り土工事を業者が発注したが、着工できていない。区は、盛り土の上に宅地を整備して16年5月に返すと住民に約束している。区幹部の間で「期限を越えるだろう」との見方が強まっている。

区は北小岩に続き、2・5の下流の暮崎公園地区で、土地区画整理と緑地や道路の整備をスーパー堤防と一体で進める事業を近く本格化させる。

(佐藤純)

平成 26 年 9 月 2 日

公共事業改革市民会議
代表 橋本良仁様

江戸川区長
多田正見

お手紙拝見いたしました。

このたび、お寄せいただきました件につきましては、別紙のとおり担当部署から回答させます。

今後とも、区政へのご理解、ご協力をお願いいたします。

平成 26 年 8 月 21 日にいただいた「江戸川高規格堤防整備事業」と一体の「北小岩一丁目東部土地区画整理事業」に関する公開質問書（その 6）について、回答いたします。

1 「1 江戸川区長のインタビュー記事（1）—北小岩 1 丁目のスーパー堤防の意味—」について
（1）について

質問書にある「国土交通省による江戸川下流部のスーパー堤防計画区間」については、所管する国土交通省江戸川河川事務所にお問い合わせください。

（2）について

質問書にある「江戸川下流部のスーパー堤防の整備済み区間」については、所管する国土交通省江戸川河川事務所にお問い合わせください。

（3）について

事業費について、北小岩一丁目東部土地区画整理事業（以下、「本事業」と言う）の事業費は現時点における事業計画では約 43 億円となっております。また、本事業と高規格堤防整備事業の共同事業の事業費としては、現時点では約 47 億円を見込んでいます。

（4）について

高規格堤防整備事業に公費を充てることの可否については、最初にいただいた公開質問書への回答の「4の④について」で回答したとおりです。

なお、いただいた質問書では、北小岩一丁目東部地区（以下、「本地区」と言う）における事業費を根拠として「江戸川下流部のスーパー堤防計画区間の整備について今後必要な費用は約 8,000 億円」と推定していますが、高規格堤防の整備にあたっては、箇所によって盛土量や地盤改良の程度等が異なること、また、合わせて行うまちづくり側の事業手法も一樣ではないことから、現時点で江戸川下流部における高規格堤防の整備に要する総事業費を算出することは難しいものと考えております。

（5）について

上記「（4）について」のとおりです。

（6）について

最初にいただいた公開質問書への回答の「4の①について」で回答したとおりです。

（7）について

国は、江戸川区内の江戸川沿川については全区間を高規格堤防の整備対象としています。よって、箇所毎の地盤の高さや河川の断面形状等により高規格堤防の整備の有無等が決定されるわけではありません。なお、国は、高規格堤防の整備については沿川のまちづくりの機会に合わせて実施しています。

本地区については、地区内道路の状況等からまちづくり事業が必要であると判断し、土地区画整理

事業を施行することとしました。高規格堤防の整備については、前述のとおり沿川のまちづくりの機会に合わせて実施することとしていますので、本事業の実施に合わせて共同事業として実施することとし、平成 25 年 5 月に共同事業に関する基本協定を締結したところです。

(8) について

最初にいただいた公開質問書への回答の「4の①について」で回答したとおりです。

(9) について

国は現時点では超過洪水対策として高規格堤防に代わる工法はないとしていますので、区としても高規格堤防整備を推進していくという立場に変わりはありません。

なお、社団法人土木学会が平成 20 年に公表した「耐越水堤防整備の技術的な見解」によれば、質問書内で挙げられている「鋼矢板やソイルセメント連続地中壁を堤防中心部に設置する工法」は同見解の中ではコア型に分類され则认为ますが、コア型に関する見解として「浸透水の遮水機能を期待するものであり、越水対策とはなっていない」、「わが国の地盤条件や品質や機能の長期的な確保の面から長大な河川の堤体内に越水対策としてのコア工法を用いることは困難」、「越水によって裏法部が順次掘削されていった場合、コア部分が外水圧に耐えて自立状態を維持することは、力学的に考えて不可能に近い」とされていますので、超過洪水対策として高規格堤防に代わる工法にはなり得ないと考えております。

2 「2 江戸川区長のインタビュー記事(2)―住民への誠意ある対応について―」について

(1) について

本区として高規格堤防の整備を推進していくこと、また、本地区での土地区画整理事業の実施や本事業を高規格堤防整備事業と共同で実施していくことについて、その方針を撤回することは考えていません。現在、具体的な補償等に関する説明、移転や再建に向けた話し合いについては、個別に権利者の皆さんと進めさせていただいているところであり、これら個別具体的な話し合いについては本事業を所管する土木部区画整理課が責任を持って取り組んでいる状況です。

本事業に限らず、事業実施の是非や全体の方針等に及ぶことであれば区長自らが説明すべきこともあるかと考えますが、事業毎の個別具体的な内容に関することについては、事業を所管する部署において責任を持って対応させていただくというのが区としての考え方です。

(2) について

事業を進めるにあたって、現在地区に残られている方も含めて地区の皆さんに対しては、個別の相談、まちづくり懇談会のような地区全体を対象とした懇談会、まちづくりニュースの配布等の様々な機会をとおして話し合いや相談をお受けできるように取り組みを進めてきました。現在地区に残られている方についても、できる限り早くご納得いただき、移転していただくよう、引き続き話し合いを続けていきます。

3 「3 事業計画の変更を行う理由について」について

(1) について

現在手続きを進めている事業計画変更の内容は以下のとおりです。

- ・設計の方針の造成計画について、本事業で盛土整備を行うとしていたところ、本地区で高規格堤防整備事業が実施されることを受け、高規格堤防整備事業の施行範囲については同事業で造成される高規格堤防上に本事業における造成を行うことに変更。
- ・整理施行前後の地積のうち種目別施行前地積について、登記簿の記載内容の変更状況等を反映。なお、それに伴い、減歩率計算表や宅地価格の表中の整理前宅地面積が変更。
- ・事業執行期間について、事業計画決定時点よりも事業工程が遅れていることを受け、事業執行期間の完了予定を平成 28 年 3 月 31 日から平成 29 年 3 月 31 日に変更。
- ・資金計画書の収入について、本事業が高規格堤防整備事業との共同実施となったことを受け、国土交通省からの負担金を追加し、合わせて区単独費や東京都補助金の見直し。
- ・資金計画書の支出について、造成や建物移転費等について積算内容の変更があったことから公共施設整備費を変更。また、整地費について、高規格堤防整備事業の施行により本事業による造成が必要ではなくなった部分について除外。
- ・資金計画書の年度別歳入・歳出資金計画表について、上記の事業執行期間や資金計画書の収入及び支出の変更に合わせて、年度別の歳入及び歳出を変更。

(2) について

公開質問書にご記載のとおりです。

(3) について

現時点では、平成 28 年 5 月に土地を引き渡すという目標は変えておりません。平成 28 年 5 月に土地を引き渡し、その後速やかに換地処分の手続きを行うこととして、平成 28 年度末までの事業完了を目指しています。

(4) について

現在手続きを進めている本事業の事業計画変更は、主に本地区において国の高規格堤防整備事業の実施が決まったこと及びその実施にあたっては本事業との共同実施とすることが決まったことを受けてのものです。なお、共同事業化が決まったのは平成 25 年 5 月ですが、共同事業を進めるうえで必要となる施工協定と補償細目協定の内容も反映する必要があったことから、事業計画変更の手続きの開始（事業計画変更案の縦覧）は平成 26 年 1 月になりました。また、今回の変更では道路配置や街区の形状等の変更はなく、既に決定している換地設計案についても変更が及ぶものではないことから、仮換地指定やそれに基づく建築物等の移転・除却等の手続きは並行して進めております。

なお、国が実施する高規格堤防整備事業上の工事は、本事業の事業計画や土地区画整理法に則って実施されるものではないことから、ご指摘のように土地区画整理法に抵触するものとは考えておりません。その根拠については、公開質問書（その 4）への回答の「1 の（2）について」及び公開質問書（その 5）への回答「1 の（3）について」で回答したとおりです。

4 「4 これからのことについて」について

(1) について

上記「3の(3)について」で述べたとおり、現時点では平成28年5月に土地を引き渡すという目標は変えていません。

なお、事業に関する情報については、適宜まちづくりニュースで権利者の皆さんに情報提供をしていますし、まちづくり懇談会等についても必要に応じて実施していきます。

(2) について

上記「3の(4)について」で述べたとおり、現時点で国が高規格堤防整備事業に関する工事を本地区内で実施することについて、土地区画整理法に抵触するものとは考えておりません。

(3) について

現在、地区のほとんどの方が移転され、造成後の土地の引き渡しをお待ちになっている状況ですので、いつまでも無期限で話し合いを続けていくというわけにはいきませんが、現在地区に残られている方については、できる限り早くご納得いただき、移転していただくよう、引き続き話し合いを続けていきます。

《担 当》

土木部区画整理課調整係

藤川 則和・上戸 英明

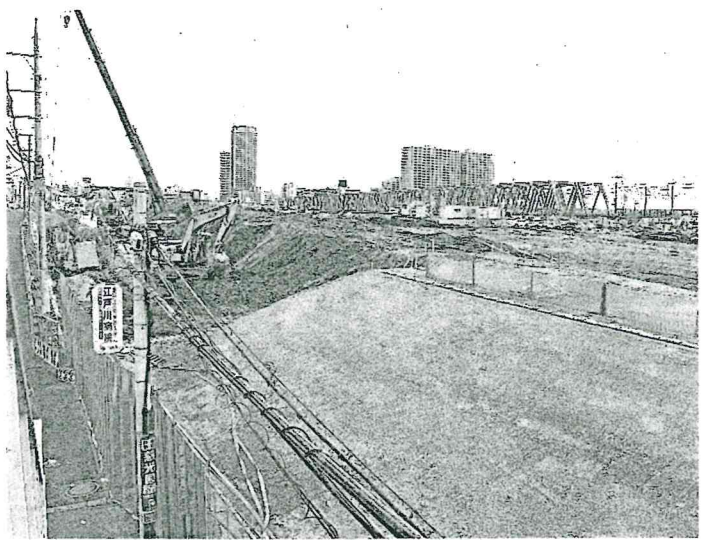
TEL 5662-1920 (直通)

高台化へ盛り土 事業は着々

スーパー堤防 江戸川区新計画決定

江戸川区は、国土交通省の高規格堤防（スーパー堤防）と一体的に進める「上篠崎一丁目北部土地区画整理事業」の計画を正式に決めた。同様にスーパー堤防と土地区画整理がセットで進む区内の北小岩一丁目では、堤防の盛り土工事が大詰めを迎え、新年度に堤防の上に宅地がつけられる。建設の是非をめぐって議論がくすぶる巨大事業が着々と進む。

江戸川右岸の篠崎公園地区の一方、スーパー堤防や公園では、スーパー堤防事業の高台化で防災機能を高める狙いがある。予定地区、緑地、都の公園の各事業は計約9万㎡。2026年度業とセットで進む。道路が完成予定で、区と国だけで計約23.4億円を投じる住宅地の環境を改善する。

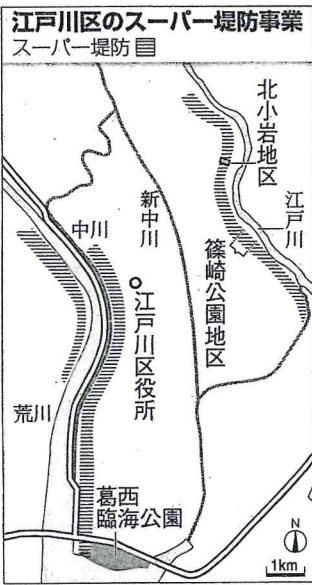


国土交通省によるスーパー堤防の盛り土工事が間もなく終わる江戸川区北小岩1丁目の現場

「造ること前提で進んでしまう」

スーパー堤防

国交省が1980年代に整備を始め、首都圏、近畿圏の6河川で873㎡造る計画だったが、民主党政権の事業仕分けで「完成までに400年、12兆円かかり無駄」と批判され、「いったん廃止」となった。11年に5河川120㎡に縮小された。このうち昨年度末までにできたのは、部分的完成を含めて12㎡。事業再開後の13年度に北小岩1丁目など2カ所が新たな着工区間に選ばれたが、その後、新規の着工はない。江戸川区内では江戸川、荒川の約20㎡で計画があり、これまでに2カ所で計2.5㎡できている。



国交省は堤防の約420㎡の区間をスーパー堤防にする。市街地側に約150㎡にわたって盛り土をして傾斜をつけ、200年に一度の規模の洪水で水が堤防を乗り越えても壊れないようにする。盛り土をした上を区や都が宅地、公園、道路などにする。

スーパー堤防の工事に先立ち、区は土地区画整理を本格化させた。新年度は予定地区内の51権利者の権利関係や土地の調査などをす。国交省や都と共同事業は、スーパー堤防の話が持ち上がった10年以上前から

区はすでに44権利者から9877平方㎡の土地を購入入しており、予定地に空き地が目立つ。

所々に「スーパー堤防建設反対」という赤いのぼりが立てられている。

予定地内にある日蓮宗の石懸山妙勝寺は鎌倉時代の1279年に開かれ、今から100年ほど前に堤防の内側の河川敷から移ってきたという。450基ほどの墓もある。土地区画整理となれば、すべて移転しなければならぬ。

先代住職の渡辺清明さんは、スーパー堤防の話が持ち上がった10年以上前から

として進める協定を結ぶ。

「無駄な事業だ」と反対を呼び続け、12年に亡くなった。妻の美代子さん（74）も反対の気持ちは変わらないが、事業がいよいよ本格化し、不安が募る。

美代子さんは「スーパー堤防は必要なのかと区に聞いている。聞いても、造ることが前提でどんどん進められてしまっている。東北の被災地ではまだ仮設住宅で大勢の人たちが暮らしているのに、こんな無駄なものに税金を使うことは納得できない」と憤る。

住民反発 区が民家強制解体

着工大幅に遅れた地域も

北小岩1丁目では国交省による堤防120㎡の盛り土工事が最終段階に入り、市街地側に約160㎡、周囲より高くなった一角が姿を現した。

住民らは土地を明け渡した後も国や区を相手取って裁判を続けている。

区は予定地を4月に国交省から引き継ぎ、土地区画整理の仕上げの宅地造成や道路整備にかかる。今年末から年初めに住民に引き渡し、来春にも住宅が完成し住民が戻り始めるというスケジュールを描いていた。

スーパー堤防は民主党政権の事業仕分けで「いったん廃止」とされたが、国交省は計画を縮小して継続させ、自民党の政権復帰で本格的に再開した。低地が広がる江戸川区では、多田正見区長が推進に力を入れ、北小岩1丁目が開発後初の着工区間に選ばれた。そのためこの一角は、スーパー堤防をめぐる議論の象徴的な場所になった。

区は事業に異を唱える住民らの反発に直面し、14年7月には土地区画整理法に基づいて民家の強制解体に踏み切ったが、盛り土工事は大幅に遅れた。反対する

人々が住んでいた。区は事業後に約70棟の住宅が建つとみている。福祉施設を含む集合住宅などを建てる事業者を募り、土地の一部を売却する方針だ。（佐藤純）

平成 27 年度第 8 回 関東地方整備局事業評価監視委員会
議事録

報 告 事 項

■滝沢ダム建設事業（補足説明）

（上記について、事務局から資料 1 により前回委員会の補足説明）

○家田委員長

ありがとうございました。前回の復習を若干させてもらおうと、こういうものについては、ダムの管理フォローアップ委員会という別途の委員会があって、そちらで検討して、この評価監視委員会には、報告事項というふうなのが正式なルールなんですけども、管理のフォローアップ委員会のほうは、主として河川工学であるとか、川の専門の人たちに細かいところを見てもらうというのが主たる任務であって、この事業監視委員会は、もっとずっと幅の広い専門家に入ってもらっていますので、広い立場から、この事業がどんなものなのかというのをチェックするのであるというような趣旨から幾つか御質問したところ、そのときには十分にお答えできなかったもので、追加の説明をしていただいたということでございます。

それでは、いかがでしょうか。ただいまの説明について、さらに御質問、御意見がございましたら、お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

○家田委員長

それでは、報告事項ですので、以上ということにさせていただいて、また御質問等ありましたら、この後でもいいし、また別の機会でもいいので、どうぞ御遠慮なく事務局にお申し付けいただきたいと思います。

■地質調査の今後の取り組みについて

（上記について、事務局から資料 2 により説明）

○家田委員長

ありがとうございます。これは大変に前向きな取り組みでありまして、今までは、「何か値段が上がっちゃうんだよね」と、「何か地盤悪いし」とか言って、それで上げてきたんですけども、二度とそういうことがとまではなかなか言いにくいんですけども、少なくともそういうところに対する善処をしなきゃいけないので、若松先生からも御指導いただいて、地形学や地質学、地盤工学の専門家たちの知見を大いに生かすというのが、この（３）番である。それから、事前調査というのが、本体工事のところでの工学的な工夫が随分されてきた割には、事前調査のところがもう一つだよねということで、それが（２）だし、（１）は今お話があったとおりでありまして、次のページ以降に、関西では何かもう前からやり始めているらしくて、京都大学か何かが音頭とってやり始めたらしいんですけども、民間も含めて、地盤の条件が共有の資産になっているらしくて、情けないじゃないかと。関東では何でできないんだということで、御検討いただいて、それに組みこんでみようじゃないかという局長の強い御意見だと聞いていますので、きっと関東でもできるのではないかと期待しているところでございます。

若松先生、これについて何かちょっと、全般的に御意見をいただきたいと思うんですけども。

○若松委員

ぜひとも、こういうシステムの構築を推進していただきたいと思っています。

○家田委員長

ありがとうございます。それでは、今後も若松先生にぜひ御指導いただきながら、いいものをつくって、行く行くは地盤による値上げというのが余り起こらないように努力しようじゃないですかね。ありがとうございました。

何かほかに御質問とかございますか。よろしいですか。

〔「なし」という声あり〕

■費用対効果算出時の前回評価との比較について

（上記について、事務局から資料３により説明）

○家田委員長

大野先生、今の御説明、ちょっと解説や、あるいはコメントをお願いしたいと思います。

○大野委員

現在価値化の意味をわかりやすく説明していただいた図でございまして、非常にいいと思います。これからもこれをつけていただけるということです、御理解いただくのに大変助けになると思います。どうぞよろしくお願いします。

○家田委員長

ありがとうございます。これは、何も変わっていなくても、評価の軸の位置を変えるだけで全然変わっちゃうという。特に一番金を使うあたりのところの手前か前かで全然違っちゃうので、何ていうんだろう、ルールに従って評価しつつも、参考値として、何か一定の時期の値も出しておくとか、いろんな工夫をすると、要らぬ誤解を生まないで済むかもしれないですね。実際は何もというか、余り変わってもいいんだけど、形式上、数字がとんでもなく踊っちゃうという、そういうところも考えていただきたいと思います。

特に、さっきもお話あったように、河川事業は、だから何というつもりはないんですが、 B/C の値が非常に大きい数字が出がちなので、そういうものほど分子分の分母というところがきくじゃないですか。だから、ちょっと気をつけなきゃいけないかもしれないですね。ぜひ、こんなふうにするとよくわかつちゃうので、「あれっ」と思ったら、こういうグラフをつけるというような癖をつけるといいかもしれませんね。

よろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

○家田委員長

ありがとうございました。それでは、報告事項は以上3件でございました。

■重点審議案件 再評価対応方針（原案）の審議

・利根川・江戸川直轄河川改修事業（江戸川高規格堤防整備事業（篠崎公園地区））

（上記について、事務局から資料５－２－①により説明）

○家田委員長

御苦労さまでした。それでは、本件について審議していただきたいと思います。御意見のある方、御質問のある方、一通り言っていただいて、それでまとめてお答えいただくようにしましょう。いかがでしょうか。

○鈴木委員

スーパー堤防については、その重要性はよく理解しているつもりなんですけれども、今回の篠崎公園については、大規模救出・救助活動拠点という位置づけがもう一方であるということで、資料の３ページ目には、通常の高規格堤防の断面の図があるんですけれども、例えば今回のような大規模救出・救助活動拠点ですか、こういったところであるとする、堤防から市街地に向かって緩やかにのりが漸減していくよりは、何か高台がたくさんあったほうが、役割というか、機能がアップするのではないかというふうには思うんですけども、この点、どういうふうに考えているのかということを御質問したいと思います。

○家田委員長

ありがとうございます。どうぞ、ほかの方も御発言いただきたいと思います。

○堤委員

コスト削減のところを教えてくださいと思います。コスト削減の14ページですけれども、大変な額が削減されて、とても望ましいと思いました。いろんなところでこういう方法がとられ、応用が可能かということが一つと、それから、期間がかなりかかるんでしょうか。この二点を教えてくださいと思いました。

○家田委員長

ありがとうございます。ほかはどうですか。

○若松委員

5 ページの図で素朴な質問ですが、赤で囲われた高規格堤防整備事業の範囲が、南側部分がセットバックして複雑な形になっているのは、何か理由があるのでしょうか。もう少し単純な矩形にしたらいいいのではないかと思います。土地の取得のいろいろ都合もございましょうが。

○家田委員長

ありがとうございます。ほかにいかがですか。

○清水委員

2 点あります。一つは、江戸川の高規格堤防事業は、利根川・江戸川直轄河川改修事業の一環として行っているもので、その中から、スーパー堤防を切り出して評価しています。1 ページ目をみると、全体としての直轄河川改修事業は B/C が 18.7 という数字が出ていて、今回、スーパーだけ切り出してきたら、1.5 という、極めて B/C が低い評価になっている。全体として評価しているのと、切り出してきて評価するところで、この辺の B/C の大きな違いというのですか、その辺を教えてくださいたいと思います。

それと、もう一つは、先ほど質問が出た 6 ページで、土地区画整理事業内でいろいろな難しさがある中で、赤の形でスーパー堤防の範囲が決まっているように読み取ったわけですが、こうやって複雑にとると、必ずしも 420 メートルの範囲で 30 H を確保していないということになると思うのですが、その辺は考慮されて B/C の評価をしているのか、その辺をよろしくお願いします。

○家田委員長

ありがとうございます。ほかには。

○蟹澤委員

私は建築屋ですので、3 ページに断面がありまして、私、この高規格堤防自体はとてもいいものだと思うんですけども、この下のところに「高規格堤防特別区域に指定し、通常の土地利用が行えるよう」というのがあるんですけども、通常の土地利用というのがどういうものなのか。今回の公園とかというのはわかりやすいんですが、例えばこの絵にある

ような、もともとが密集市街地だった場合に、その辺の権利関係とか、そういうところはどういうふうに整理されるのかというところについて教えていただきたいと思います。

○家田委員長

ありがとうございます。ほかにはいかがですか。よろしいですか。

それでは、僕からもちょっと加えるんだけど、何人かの方がおっしゃったことと似ているというか、関係している話なんですけど、5ページの写真で見てもらうのがいいんだけど、この写真の両側がみんないずれスーパー堤防になったらいいものねという、そういうことですよね。だけど、まだ全然なっていないものねと。最初にやるのは、この篠崎公園の隣をやるからと、そういうことでしょう。何でここなんだと。そういう質問。

つまり、ここまで説明されているのは、みんな家がいっぱいくっついていて絵だから、斜面のところに、それで、安全になるし、いいねということなんだけど、これは公園だから、ずばり、一部は住宅だけどほとんど公園でしょう。ということは、公園を高くするということですよね。ということは、高い公園をつくるということであって、それはそこに逃げるという避難所をつくるのか、避難所はこの高さでいいのかとか。だけど、避難のハザードマップのところは、この近所の人は、みんな江戸川の左岸まで逃げるということになっているよね。だから、こんな避難計画と篠崎公園の端っこを高くするということと、どういう関係になっているのかという、何かそもそものこのプロジェクトの本来的意義というのが、何か、要はもうちょっと説明いただきたいのと、多々ある、いろんなやるべきところがある中で、この一番森みたいなところをいじくり回すというのが、楽といえば楽なんだろうけど、やる価値があるのかという意味からすると、これが最初というのが、もう一つよくわからないんだけど、教えてください。よろしいですか。

それでは、ここまでお願いします。

○事務局

まず最初に、先生からいただいた篠崎公園のところも、3ページのように、市街地側に向かってなだらかになっていくのかどうかというお話かと思いますが、こちらについては、東京都の篠崎公園の地区については、高台化するという計画がございまして、この市街地側のほうは、全部篠崎公園の土地になりますので、篠崎公園のところはなだらかに下がらずに、フラットで、大体、堤防の高さよりちょっと低いぐらいですけども、ずっ

と市街地側に同じ高さで持っていくという形になります。これはこちらの高規格堤防整備事業と東京都の公園事業とで、共同事業という形でアロケして、公園のほうへ盛るというような形で整備していくという計画になってございます。

それから2点目、14ページのコスト縮減の関係でございますが、こちらについては、高規格堤防の単独事業でございまして、家屋を一度全部地区外に移転していただいて、それから盛ることになりますので、そういう補償費とか、街路事業の關係のボックスをつくったりとか、その辺が河川事業のほうで単独で負担する形になりますけれども、共同事業であれば、移転費用については土地区画整理事業とか、それから、カルバートの街路事業とかで、アロケというか、費用分担できることになるので、河川事業としては、30億円ほどの減が図られるということで記載させていただいております。

3点目が鍵形、5ページのところの赤のところの区域ですね、高規格堤防整備事業範囲という形で、下流側のほうが少し引っ込んでいますと、鍵形になっているんじゃないかということでございますが、こちらのほうにつきましては、次のページの黄色の四角のちょっと下に白い四角がありまして、少しコメントを書いてございますが、ここの地区については、浅間神社がございまして、土地区画整理事業の範囲には入っているんですけども、土地区画整理事業の中で移転する計画はないと。全く建物を移転するような計画はないということなので、なかなかちょっと盛り土はできないということで、調整はしたんですけども、そこは盛り土ができないということで、ここは除外して高規格堤防整備をするという形になってございます。将来的には、何らかの形で盛り土をできるようなことができればいいかなというふうに考えているところでございます。

それからB/Cの關係、1ページ目に、利根川・江戸川直下改修事業で、B/Cで18.7というのが今回1.5になっているのはどういうことなのかということでございますが、9ページのほうに書いてございますように、今回、生起確率が非常に低いということで、1/200以上のところで確率を掛ける形になりますものですから、相当低くなってしまう傾向があると。河川改修事業のほうは、1/30とか1/50とか、その辺ぐらいから確率が変わってくるということが影響しているのではないかというふうに思っております。

それと、6ページで、先ほどおっしゃられました30Hが全部確保できていないののではないかとございまして、先ほど鍵型のところで御説明させていただいたとおり、できるだけ盛り土をしたいということでございましたけれども、移転しないということでございまして、ここのところはやむを得ず範囲から外させていただいているということ

でございます。

それと３ページ目で、通常の土地利用は何かという御質問だったと思いますけども、ちょっと説明を省きましたが、堤防自体は、上の図のほうの通常堤防という形になりますと、河川事業者のほうで全部土地を買収させていただいて盛り土をすると。ですから、そこはもう全部家とか何とかの利用は基本的にしないようにするという形にしています。公園や道路のような、建物が建たないような形の利用はあるんですけども、今回、高規格堤防という事業につきましては、もともと堤防から市街地側の薄い茶色のところにつきまして、基本的に土地を買収しないで、民間の方の土地の権利者をそのままにして、盛り土だけさせていただくという形になってございます。ですから、盛り土をさせていただいて、盛り土した形で地権者の方に土地を返させていただいて、あとは地権者の方が御自由にといつてはあれですけども、建物等を建てるような形で御利用いただくという形にしています。ですから、建物も建てるし、いわゆる一般的な土地利用はできると。ただ、堤防が削られるといけませんので、そこについては、杭をつくるときに穴を掘ったりしますけども、それは埋め戻していただくとか、そういう規制はかかりますけども、基本的には、一般的な土地利用はできるということで、通常の土地利用ができるというふうに書かせていただいているというところでございます。

それと、最後に委員長のほうから、この公園事業のところを何で早くやるんだというようなお話があったと思いますけれども、高規格堤防整備事業については、まちづくり事業と一緒に、あわせてやるというようなスキームになってございまして、地元自治体などのそういうまちづくり事業が起きないと、スーパー堤防事業としてはなかなか実施できないという形になってございます。今回は区画整理事業というまちづくり事業と、公園事業で篠崎公園も高台の防災拠点にするという計画がありましたので、あわせて実施させていただきます。この機会を逃すと、まだずっと高規格堤防の整備ができなくなるということもございしますので、そういう機会を捉えて高規格堤防の事業を進めているというのが実態でございまして、公園については、そういうような事業が起きたということで、あわせて一緒にやらせていただくというふうに考えているところでございます。

○家田委員長

以上ですね。今お答えいただいたのですが、いかがでしょうか。重点審議案件ですので、何回でもしつこく聞いていただいて構いませんので、お願いします。いかがでしょうか。

○楓委員

素朴な質問ですけど、3ページのイラストでは、下側に地下鉄が通っているように見えますが、高規格堤防の計画の中で、その中に地下鉄が通るということは実際に想定されるのでしょうか。または実際にあるのでしょうか。教えてください。

○事務局

これはイメージ図で描いてございますので、いわゆる電線の共同溝とか、そういうボックスが入る可能性は、当然、通常の土地利用という意味も含めて、あるということでございます。関東では、こういう地下鉄が入ったりというのはありませんが、今回、街路事業でやるように、道路がこういうボックスカルバートといいますけど、地中に入るトンネルのように一緒にやるということは、想定範囲内に入っているということでございます。

○家田委員長

ほかに何かいかがですか。しつこいようだけど、5ページの写真を見ると、右下に何か黒丸がついているじゃないですか、右下に。だけど、この写真の中には、どこがもうやったとか、どこが事業中だとかというのが全然見えないんだよね。そうでしょう。だから、見えるようにして、例えば江戸川の右岸でも、この篠崎公園の上流側だって、こんなぐちゃぐちゃのところでやるべきだけど、現地がなかなかそこまで準備が整っていないので、それで篠崎公園のところだけ先にやらせてくださいねという話なのか、それとも一番やるべきところなんて、全然、地元はやる気も何もなく、それで一番楽そうなところだけちょっとやってやるかという、それだけの話なのかで、随分、このプロジェクトの見え方が違って来るよね。その辺はどうなんですか。

つまり、さっきの説明だと、地元の準備が整っているからやるんだという話だったけど、地元の準備が整っているのは必要条件であって、地元がやりたいと言ったら、どこでもやっていいというものじゃないんだよね。そうでしょう。

○事務局

はい。

○家田委員長

つまり、これをやって何の意味があるかといったら、公園が高くなるというのが主たる目的でしょう、これ。

○事務局

公園も大きくなりますし、そのところの堤防は強化されます。

○家田委員長

いや、それはわかっているけど、堤防が高くなるって、堤防の上に乗っているのは公園でしょう。

○事務局

公園と、あと宅地もということで、区画整理事業があります。

○家田委員長

ほとんどが公園なのに、公園を高くして、どういう意味があるの。

○事務局

ですから、河川事業としては、堤防を強化して、そのところは堤防が強化されるということと、また、地元から強い要望があるというだけではありません。

○家田委員長

いやいや、それは超過洪水について効果が出てくるのは、この高規格堤防上のものが主たる受益対象になるわけでしょう。違いますか。堤防上のものが。だけど、その堤防上には、ほとんど公園の木しかないといったら、どうするの。

○事務局

いや、堤防上というよりも、堤防が壊れることによって、1ページ目とか、流域で御説明しましたように、全体が浸水してしまうので、その全体のエリアが受益になるものです。

○家田委員長

だから、ちょっと説明が悪いんだよね。5ページの絵で、左側のところに青とか赤で線描いているのは、高くするんでしょう。そこからずるんと水が出てくるわけだよな。何を助けるというの、それで。だって、篠崎公園のほうは、ずっと公園でしょう。そのちょっと南側のところに何か学校みたいのも見えるし、プールも見えるしというんだけど、一体、どこが助かるんだかがわからないの。

○事務局

超過洪水というか、計画を上回る洪水が起きたときに、この赤のところですよ。通常のものですと堤防が決壊しますよ。

○家田委員長

それは赤のところだけなの、これ。

○事務局

いや、そうすると、ここからずっと、氾濫洪水がずっと下流側に、全域に氾濫してしまつて、非常に被害が出るということになりますので、それを防ぐために、高規格堤防という形で、順次整備をしていくというような形で考えているところでございます。

○家田委員長

決壊しないから、甚大な被害にならないけど、水は行くんでしょう。

○事務局

堤防の氾濫するボリュームが全然違ってくるということでございます。

○家田委員長

でも、ほかのところからあふれてくるでしょう。高規格堤防はできていないのだから、上も何も。

○事務局

ですから、全体としては、延長がですね、全部整備するということは必要なんですけども。

○家田委員長

その見通しは何も書かれていない。あなたの説明自身が、地元はここしかやりたくないと言っている。

○事務局

いや、ここしかやりたくないというのではなく、ここでまちづくりが整ったので、ここでやらせていただきたいという御説明をさせていただきました。

○家田委員長

いや、だからプランを言ってほしいのよ、もっと。何年くらいでこれが全部できて、そうすれば、ここの赤いところをやることの意義がこう出てくるんですよ。そっちの見通しなんて何もないくせに、これをやると超過洪水対策が、この下流部についてこんなに行きますなんて言われたって、「本当かよ」と言うしかないじゃないですか。

○事務局

いや、ここにつきましては、すみませんが、いつまでにできるということを明確に言えるような状況ではないということでございます。

○家田委員長

300年後ぐらいですか。

○事務局

いや、高規格堤防事業としては、順次、まちづくりなどにあわせて、整備できるところを整備していくというスキームの中で進めさせていただいているところです。あわせて、ここを整備できるところは整備していくというスキームの中で進めさせていただいています。

○家田委員長

そうするとね、ここで生じている超過洪水対策で出てくる便益というのは、それが全部でき上がって、いつになるか知らないけど、全部でき上がったときの便益ですね。普通の堤防ならば堤防の敷地だけでいいんだから、お金かけてやっていけばそれなりに進むけども、後ろで区画整理があるなんていうものは、そう簡単に全体に進むとは思えない。そのところはどうか考えているのですか。

○事務局

そのところは、今のスキームはそうなっているので何ともお答えしようがないという状況です。

○事務局

補足いたします。先ほど4ページ目のところで、事業仕分けのときの、その後の考え方を御説明させていただきましたが、4ページ目のところの真ん中ぐらいに、平成23年12月ということで、まさに事業仕分けのときもいろいろ、さまざまな議論がございまして、その一つとして、やはりいつまでかかるんだという委員長の御指摘のような御意見もございました。その結果として、いろいろと政府の中でも議論をした結果、平成23年12月になりますが、当時は約873km、全体としては500堤防整備をやる予定にしておりましたが、その中で地域を限定した上で120km、大体7分の1ぐらいの延長の中で、さらに先ほど申したような三つの条件があるところを優先してということで整理をさせていただいている状況でして、さらにもっと優先的、もう少し計画を持ってということになると、今の段階ではそこまでは、計画としては持っていないという状況になっているというのが今の実情になります。

○家田委員長

そんな説明じゃだめでしょう。これね、普通の人だって主張可能な格好でやってるんだから、将来展望なんて何にも持っていないんだけど、とりあえずここやろうと言ってるからやらせてくださいなんていうんで済むわけじゃないじゃないですか、説明として。営々とこのところ、ずっと赤いところやっていくつもりですと、我々は根性入れてやりますと、地

元とも頑張ってやっているところですよ。だけど、とりあえずこのところが合意ができたからやらせてくださいといったらわかるけど、いつまで何の検討もつかないなんて言ってる、そんなことで、例えば、どこからどこまでリニア新幹線をつくろうと言ってる。だけど、この1mだけ引けるというから、そこだけ合意とれたからやりましょうなんていうので、ほかが何m、500kmぐらいのうちの499kmは一切検討もつかないというときにやるかと、そうじゃないでしょう。全体の見通しもいい、そして、準備がここは整っている、だからここからやりましょうというのだったら納得できるけど、あなたの説明は全然、見通しも何にもつかないというような話でしょう。

○大野委員

御議論の最中、すみません。この将来の見通しについての質問ですが、この公園はずっと公園なのかというところをお伺いしたく思います。こういう高規格堤防の計画は、本来、まちづくりの観点から言うと、民家が張りつく前にちゃんと整備をしておいて、そこに住宅計画とか、いろんな計画を進めていくというのが基本だと思います。ただ、そういう制度ができる前に民家が集中してしまったところですので、どこまで遡ったらいいのか、戦災復興なのか、関東大震災後の復興なのか、あるいはもっと前の江戸時代なのか、よくわかりませんが、今さらそんな話はできないので、これから着実にやっていきたいという方針はわかります。そのときに、既に張りついている民家の権利関係が難しくて、先ほど御質問がありましたが、一般的な土地区画整理事業でもなかなか進まないというお話をよく伺います。そういったときに、こういう場所でどうやって高規格堤防を進めていくかと考えたならば、空いた土地を用意しておいて、そこを整備してそこに移転してもらい、転出して空いた土地を整備してそこに移転してもらうということを順番に繰り返すことが現実的にあり得るのかなと思います。そんなとき、この篠崎公園がちょうどよいオープンスペースのような気がします。ですから、最初に篠崎公園を高規格堤防化して、そこから上流のほうに行くのか下流のほうに行くのかはよくわかりませんが、徐々にそういう計画を進められたらよいなと思いました。そこで、この公園はずっと公園なんだろうという質問です。

○事務局

この公園は都市公園として位置づけられていまして、東京都が基本的にはずっと公園

として、高台化して使うという形で予定されています。先生がおっしゃったように、一つ、種地というか移転するための土地を確保して順々にやっていくという方法も今後は考えられると思いますが、今のところそこまではいってない状況でございまして、今後またいろいろ検討させていただければというふうに思います。

○家田委員長

はい。どうも御担当だと一番根本のところには十分お答え切れてない面もあると思うので、部長からお願いします。

○事務局

全体でどうなのかというふうなお話もありましたし、それから、種地として活用できないのかという話もありましたが、今、この都立篠崎公園の位置づけがどうなっているかというのを、13 ページの共同事業予定者としての見解というところがございます。その東京都の御説明の中に、3 行目ですけれども、都立篠崎公園は「東京都地域防災計画」において、災害時の避難場所や大規模救出救助活動拠点として位置づけられていると、これは説明でもあったとおりでございますけれども、整備計画では、震災時のみならず、水害時にも対応できるよう、公園に隣接する市街地とのつながりを考慮して、広場の高台化を避難動線の確保を図る方針としているということでございます。ですので、ここができたからやるのかというふうな御質問もありましたけれども、確かにそういう見方もできることはできるんですけれども、都市計画と一体となって河川事業を進めるときの一つの、我々としては好ましい事例だと考えております。ここは所長の説明にもありましたように、全体が低平地の中にありまして、逃げるところがないからよその地域に逃げなければいけないという計画になっているところもありますので、一部でもこういう高いところができることは、その地域の中で安全なところをふやす、そういう意味においても価値があるのではないかなというふうに考えております。以上です。

○家田委員長

それなら、この便益とか効果というところで、主たる目的は、篠崎公園を高台化して、避難所として、避難公園として効果的に機能を発揮するようにするんですと。ついでながら全部できたときには、いつになるかわからないけれども、全部できたときには下流側の

洪水軽減効果もあるものねって、そういうことですね。それなら素直に目的がわかる。ここの公園を高くすることが目的なんだって言うのだから。だから、何かやはり、便益みたいなものの計算のときに何か、普通の人が見たときに欺瞞に満ちてるなと思わないような、やっぱり努力はしてもらわないと。それから答えも、何かに決まっているからこうですよみたいなことではなくて、心にしみ入るような説明をしていただかないと、当委員会としては合点だというわけにはいかないんでね、そこのところはぜひ心して御説明いただきたいと思いますね。よろしいでしょうか。

○事務局

9ページをごらんいただきますと、左上にありますように、スーパー堤防、高規格堤防になると、ここは決壊しないということになります。先ほど赤い線でありました120km区間につきましては、我々としてはこの区間はやりたいというふうに考えております。その一歩目といたしますか、最初の段階として、今回は篠崎公園地区ということで、将来的にはその赤い区間全部やるという意味はございます。また、左下でございますけども、全て高規格堤防にするには、現段階では見通しは立っておりませんが、点で整備することによってその地点が切れなくなる、破堤しなくなることによる安全度は確実に上がりますし、また、その地点は避難場所などとしても使えるということでございまして、費用対効果分析におきましては全部の延長に対して今回整備する、今回、例えば420mになりますけども、その延長按分といたしますでしょうか、そういう評価をさせていただいております。ですので、右上にありますように、計画高水位相当流量以上の洪水に対して高規格堤防ができますと被害が確実に減りますので、我々としては、時間はかかっても120区間は全部やるということで進めていきたいと。それが河川事業としての意味だというふうに考えております。

○家田委員長

そういうことを言ってもらわないとね。

○清水委員

今の御説明で納得するのですがけれども、高規格堤防を評価するときに、やはり地元としては逃げる場所がないところを何とかして確保する。これが、江戸川区の一番の要望なん

ですね。ただ、この本省も含めて関東地整もそうだけれども、スーパー堤防を一連の区間につくったことによって評価しようとするから、こういうふうなB/Cになると。だけど、それはB/Cの一つの便法であって、堤防として評価する限りはそうなんだけど、実態としては堤防としての一連の区間を守るのではなくて、当面どこでもいいから逃げる場所を確保してほしいというのが江戸川区の、あるいは東京都の位置づけであるわけですから、今、家田先生が言われたように、実のある説明としては、やはり広域に高台避難をできるところが欲しい所だと思います。一連の区間をもってという論理でどうしても評価しなきゃいけないという、その差をしっかりとつけて御説明いただいたほうが、実になる説明だと思います。家田先生のおっしゃるとおりだなと思いました。

○家田委員長

はい、どうもありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○楓委員

浅間神社が移転せず、かつ高台にもならないということで、区域から外されているとの説明でしたが、神社の意向はそれなりに理解できますが、今後この部分だけが高台化できなかった場合のリスク、それから、今後事業を様々な箇所を進めていく中では、神社だからとか、お寺だからとかといって例外になっていく、その前例になるというリスクもあると思うのですが、そのあたりをもう少し説明をしてください。

○事務局

私どもとしては、もちろん高規格堤防として盛り土をするという形で実施したいんですけども、実はその今の浅間神社のところは、移転はしないということなので、その土地区画整理事業と共同事業化にあたっては、そのところがかなり調整はしたんですけども、やはり盛土は難しいということです。それが調整できないと、この全体の土地区画整理事業とか、ほかに街路事業がありますので、足並みがそろわなくなって盛り土ができないという懸念はございます。おっしゃるように、そういうところができるということは懸念材料になるんじゃないかというお話ですけども、それよりは全体の事業のタイミングにあわせて、できるときに一緒にやったほうがいいだろうと考えました。今後、浅間神社の盛土についてはどういう時期にどういうふうにするかというのはまだ何も言えないんで

すけれども、後々、盛り土していくというような形をとったほうがいいんじゃないかという事で、今回こういう形で事業をさせていただくことにしました。

○楓委員

ここだけが残ってしまった場合、実際の高規格堤防の機能としてなり得るのかというところを教えていただきたいのですが。

○事務局

高規格堤防の機能としては、ここの区域のところが盛り土ができてないので、ここのところはやはり一部不完全な形になるということでございます。ですから、そこは将来的には何か機会を得て必要な高さまで盛り土をしていくということで対応していかなければいけないと思っていますけども、現時点ではそこまでの調整がつかずに、ここは盛り土をしないということで調整をしたということでございます。

○家田委員長

はい、ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、今の事業ですが、幾つかの議論が出たところについてよく整理しておいていただいてと思います。今後の対応方針、原案では継続ということになるんですけども、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

○家田委員長

ありがとうございます。それでは、方針はそういうことにして、今日出た意見をよくまとめておいてください。やはり途中で大野先生おっしゃったけれど、僕はスーパー堤防を、やはり甚大な災害を考えるときちんと推進していったほうがいいと思うんだけど、ここまでの、鬼怒川のときもそうだったけれど、何年かかったって少しも整備率が上がらないというようなので、もう仕方がないものねと言ってるような河川行政では、いつまでも仕方がないものねが続くわけであって、さっき大野先生が言ったような手法も含めて、どういふふうにしたらもっと素早く進むのかということも勉強課題として考えてもらわないと。今

回も継続ですからいいようなものだけれど、新規に考えていくときも、常にやはり批判の対象になりますよ。さっき費用対効果の話や、あるいは地盤、地質調査の今後の取り組みもありましたので、次回とは言わないけれど、いずれこういうものをもっと円滑に進めるためには、関東の河川部隊としては一体どういう知恵を出そうとしているのかというのをまとめて、それで皆さんにお知恵を拝借するようなことをやっただけですか。やはりスーパー堤防は関東と関西、近畿でやるのでしょうか。そうすると、主として考えるべきことは、ここと大阪の人ですよね。ぜひお願いします。

それでは、どうもありがとうございました。

■一般審議案件 再評価対応方針（原案）の審議

・霞ヶ浦導水事業

（上記について、事務局から資料５－３－①により説明）

・沖ノ鳥島における活動拠点整備事業

（上記について、事務局から資料６－２－①により説明）

○家田委員長

はい、どうもありがとうございました。それでは、審議いただきます。ちなみに、沖ノ鳥島につきましては、今御説明ありましたように、事故が起こったという状況以外は何も変わってないんですけども、この委員会の職務は、この事業がどのぐらい効果があるかなというようなたぐいのことのみならず、安全・円滑に進めるのを監視するという職務もありますので、そういう面から、この再開しつつあるんだけど、それが安全性十分に気にしてやってくれてるのよねというところに重点を置いて、それで御説明いただいた次第でございます。

はい、それではまず霞ヶ浦について御質問、御意見ありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○横木委員

ちょっと確認をさせてください。16 ページの工程表を見ますと、今回評価以降の計画というか工程が全て1年か2年延長ではなく、シフトしている、それで最終の完成予定が

秋本真利衆議院議員への
国土交通省水管理・国土保全局
の文書回答
「堤防強化工法について」

平成 27 年 8 月 27 日

I 7月10日の質問事項について

1. 土木研究所が過去に行った堤防強化工法の実験結果への評価について

- 昨年提出した資料は、土木研究所の研究として「土堤を補強することによりある程度の越水に耐えられるようにした堤防を開発することを目的」に実施された成果です。
- これらの研究により、のり面保護工を施さない土堤に比べ、のり面保護工を施した土堤の耐越水機能が向上するという結果が得られる場合もあれば、耐越水機能は同程度であるという結果が得られる場合もあり、結果がばらつくということがわかりました。
- なお、越水対策工法については、土木学会より、堤防を被覆する工法は耐侵食性、耐震性など長期にわたる実効性が未だ明らかな点などが示されており、現実的な治水対策案として採用できる状況にはなっていないと考えています。

2. 土木研究所等で新たに堤防強化工法の研究を行うことについて

- 国土交通省においては、既に築造されている堤防の信頼性を向上させる観点も含めて、堤防強化対策の開発は重要であると考えています。
- 国土交通省は、防災・減災対策の推進などの施策を企画及び立案し、国土技術政策総合研究所や土木研究所は、それらの施策を踏まえ、関連する調査、試験、研究及び開発等を行います。
- 例えば、国土技術政策総合研究所では、河川堤防の弱点箇所の調査、評価、対策手法を確立し、堤防の安全性向上に資する研究に取り組んでいます。

3. 土木学会の見解「改良土と堤体土の剥離や空洞化の発生等の問題」の根拠データについて

- 改良土と堤体土の剥離や空洞化の発生は、工学的に見て、一般的に起こりうる事象であると考えています。なお、土木学会の見解は、土木学会の性格を考えて、信頼性の高いものであると考えています。

4. TRD工法およびハイブリッド堤防（鋼矢板）の実施例と土木学会の見解について

- 土木学会がまとめた「「耐越水堤防整備の技術的な実現性の見解」について」は、「長年にわたる洪水の作用に対応して来た結果として、嵩上げあるいは拡幅が繰り返されてきた堤防であり、堤内地からの高さが概ね5mを越え、10kmを越えるような大きな延長を有する盛土構造の堤防」を検討対象としています。
- 大河津洗堰改築事業でのTRD工法は、堤防強化技術ではなく、河川敷内の掘削工事において、工事期間中の地下水の遮水を目的とした一時的な仮設工法として用いられたものです。
- 高知海岸では、海岸堤防に作用する波浪の打ちあげや津波による高水位継続時間は短時間であり、浸透破壊の外力作用時間が短いことから、液状化に伴う地盤及び堤体の変形を抑制するための二重矢板工法による対策を実施することとしたものです。
- 海岸堤防と河川堤防は目的、機能、構造型式等に違いがあり、それぞれ適切な工法、材料を用いて整備されています。
- このように、土木学会がまとめた「「耐越水堤防整備の技術的な実現性の見解」について」とは、対象が異なっており、それぞれの目的や機能等に合わせ、適切な工法、材料を用いて検討されていると考えています。

5. 大学等の研究機関に堤防強化技術の開発実験を委託することについて

- 国土交通省から大学等へ委託する制度はあり、必要に応じ、大学をはじめ様々な機関に委託することはあります。

6. 現実に求められている「破堤しづらい堤防」の技術について

7. 堤防強化工法（スーパー堤防を除く）に関する国交省の今後の取り組みについて

- 決壊に至る時間を引き延ばす堤防の構造については、社会資本整備審議会の答申を踏まえ、今後、検討していくこととなります。
- なお、現在は、堤防の信頼性を向上させる観点から、堤防への浸透を防止するための遮水シートの設置、堤防から浸透水を速やかに排除するためのドレーンの設置、堤防を侵食から防護するための護岸の設置などを進めるとともに、堤防強化対策を効率的・効果的に実施するため、被災の危険度が高い箇所を抽出する手法等の検討に取り組んでいます。

8. スーパー堤防において「土堤原則」に反する構造が採用されることについて

- 篠崎公園地区のスーパー堤防については、盛土により築造される計画としており、この場合、土堤原則に反するとは考えていません。
- スーパー堤防の盛土内に、ボックスカルバートを設置する場合がありますが、その場合は、当該工作物がスーパー堤防としての効用を確保する上で支障を及ぼすおそれのあるものでないことを確認することになります。
- また、スーパー堤防に比べて幅の狭い通常の堤防において堤体内部に矢板を入れる工法やTRD工法は、堤防が施工される地盤が長期的に変動すること、地震の作用を受けることが通常であるため、空洞化などが発生する懸念があり、技術的に難しい点などから、現実的な治水対策案として採用できる状況にはなっていないと考えています。

Ⅱ 7月10日の口頭回答に関連した質問

2. 土木学会の「耐越水堤防整備の技術的な実現性の見解について」(平成20年10月27日)は国土交通省からの要請に答えるために作成されたものである。この国土交通省の要請文書を提供されたい。

○ 国土交通省から社団法人土木学会へ行った「委託研究の申請について」は別添の通りです。

国近整淀沿第8号
平成20年 8月29日

社団法人土木学会
会長 柏原 英郎 様

国土交通省 近畿地方整備局
淀川河川事務所長 小俣 篤

「委託研究」の申請について

下記により、調査研究の委託をお願いします。
なお、承諾の上は業務計画の提出をお願いいたします。

記

1. 委託研究題目 : 堤防強化に関する技術的評価実施委託

2. 研究の目的・内容

淀川水系における大堤防を対象として、越水を生じても一定の安全性を確保することができ、河川計画ダム等の量的対策を代替することができる耐越水堤防の整備について、技術的可能性及び実現の見通しなどについて評価することを目的とする。

3. 研究期間

平成20年契約締結日より平成20年10月まで

4. 委託研究費

約300万円

5. 連絡先

国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所
沿川整備課長 瀧澤 洋
TEL 072-843-2861 FAX 072-843-0916

3. 7月10日の口頭回答では、「(上記の) 土木学会の見解に科学的根拠を求めることはしない。有識者を信じたい。」旨の回答があったが、国の政策には科学的根拠が必要であると考え。土木学会の見解に科学的根拠を求めないことが適切であると考え理由を明らかにされたい。

- 改良土と堤体土の剥離や空洞化の発生は、工学的に見て、一般的に起こりうる事象であると考えています。なお、土木学会の見解は、土木学会の性格を考えて、信頼性の高いものであると考えています。

4. 堤防の土堤原則の根拠となる法令として、国土交通省から、河川管理施設等構造令第十九条（材質及び構造）「堤防は、盛土により築造するものとする。」という規定が示されているが、この規定がどのような理由で設けられたのかを明らかにされたい。また、この規定は例外を一切認めない規定であるか否かを明らかにされたい。

- 我が国の河川堤防は、土は大量かつ安価に入手しやすい材料であること、地盤の変化に追随できること、地震等により壊れた場合の復旧が容易であること等により、土で築造することを原則としています。
- また、河川管理施設等構造令第十九条において、「堤防は、盛土により築造するものとする。ただし、高規格堤防以外の堤防にあつては、土地利用の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められる場合においては、その全部若しくは主要な部分がコンクリート、鋼矢板若しくはこれらに準ずるものによる構造のものとし、又はコンクリート構造若しくはこれに準ずる構造の胸壁を有するものとすることができる。」と規定されています。

6. 7月10日の口頭回答では、計画を超える洪水への堤防対策よりも、浸透に対する安全性を高める堤防強化を優先的に進めるとのことであった。国土交通省および関係研究機関では浸透に対する安全性を高める堤防強化対策として、どのような技術を検討し、導入しつつあるのかを明らかにされたい。

- 現在は、堤防の信頼性を向上させる観点から、堤防への浸透を防止するための遮水シートの設置、堤防から浸透水を速やかに排除するためのドレーンの設置などを進めるとともに、堤防強化対策を効率的・効果的に実施するため、被災の危険度が高い箇所を抽出する手法等の検討に取り組んでいます。
- なお、7月10日の回答の「計画を超える洪水への堤防対策よりも、浸透に対する安全性を高める堤防強化を優先的に進める」の部分については、堤防強化に係る技術開発の状況についてお答えしたものです。

7. 2006年度の関東地方整備局の発表によれば、利根川および江戸川の本川では浸透に対する安全性に問題がある堤防（地すべり破壊またはパイピング破壊の危険性がある堤防）が全体の約6割に及んでいる。2006年度以降、これらの問題がある堤防に対してどのような改善対策を実施してきたのか、改善箇所、改善の方法およびその費用を明らかにされたい。

- 関東地方整備局では、平成19年5月31日に「河川堤防の浸透による安全性点検報告」を記者発表しており、国が管理をしている河川堤防について、浸透（堤体の浸透破壊と基礎地盤のパイピング破壊）に対する安全性の調査を実施し、点検結果のとりまとめ等を報告しています。
- 河川別詳細点検結果（平成18年度末現在）から、点検が必要な区間に対する堤防強化が必要な区間の割合は、利根川が62%、江戸川が60%です。
- 平成18年度以降に堤防強化対策を実施した箇所
茨城県取手市、稲敷郡河内町、猿島郡五霞町
埼玉県久喜市（旧栗橋町）、加須市（旧大利根町）、羽生市、
幸手市、吉川市、三郷市
千葉県松戸市
- 対策工法
断面拡大又はドレーン工
- 事業費（平成18年度～平成26年度）
約1,453億円

8. 社会資本整備審議会河川分科会「気候変動に適応した治水対策検討小委員会」の「水災害分野における気候変動適応策のあり方について～中間とりまとめ」(平成27年3月)は、現況の施設の能力を上回る外力に対応するため、「決壊に至る時間を引き延ばす堤防の構造」を検討することを求めている。国土交通省は「決壊に至る時間を引き延ばす堤防の構造」についてどのような取り組みを行う考えなのか、具体的な取り組み計画を明らかにされたい。

- 具体的には、今後、本件に関する社会資本整備審議会の答申を踏まえて検討していくこととなります。
- なお、現在は、堤防の信頼性を向上させる観点から、堤防への浸透を防止するための遮水シートの設置、堤防から浸透水を速やかに排除するためのドレーンの設置、堤防を侵食から防護するための護岸の設置などを進めるとともに、堤防強化対策を効率的・効果的に実施するため、被災の危険度が高い箇所を抽出する手法等の検討に取り組んでいます。

9. 熊本県の一級水系「白川」では河川激甚災害対策特別緊急事業による築堤工事が行われているが、この築堤工事で鋼矢板による補強が行われていると聞く。白川の築堤では鋼矢板による堤防補強がどのような方法で行われているのか、鋼矢板の具体的な使用方法を明らかにされたい。また、この場合、国土交通省が問題視する鋼矢板と堤体土の剥離・空洞化がなぜ、問題にならないのか、その理由も明らかにされたい。

10. 7月10日の口頭回答で国土交通省は土の堤防は追加の補強ができるが、（ソイルセメントや鋼矢板を用いた）堤防強化法は追加の補強ができないという問題があると述べた。それでは上記の白川の鋼矢板による堤防強化において追加の補強はどのように考えられているのだろうか。このことについて国土交通省の見解を示されたい。

- 白川の堤防整備については、鋼矢板による堤防補強ではなく、鋼矢板による構造の堤防として完成しており、現時点では追加の補強の予定はありません。
- 本堤防は土地利用の状況等により、やむを得ず、鋼矢板による構造の堤防としたものです。

1 1. 江戸川・荒川・多摩川・淀川・大和川の下流部の延べ約119kmについてスーパー堤防を整備することになっているが、この119kmのスーパー堤防の整備に要する年数と費用についておおよその見通しを明らかにされたい。また、これら5河川下流部におけるスーパー堤防の現在までの整備状況も明らかにされたい。

- スーパー堤防は、基本的には用地を買収することなく、区画整理や再開発などのまちづくり事業と共同で実施することを原則としており、事業を円滑に進めるためには、都市の再開発などと一緒に進める必要があるため、そのような機会を捉えて事業実施しています。
- このため、事業の実施に当たっては、都市の再開発事業等のスケジュールに合わせる必要があり、河川管理者が独自に整備時期を決められないことから、整備区間全体の完成までの予定期間をお示しすることは困難です。
- また、それぞれの事業箇所毎に事業内容が異なり、費用負担の内容も異なることから、整備区間全体での総事業費をお示しすることも困難です。
- 全国のスーパー堤防整備延長約120kmのうち、これまでに整備を行った延長は約12.2kmです。

12. 国土交通省は耐越水堤防の技術として現在はスーパー堤防以外の技術を持ち合わせていないと答えている。それは、上記の江戸川・荒川・多摩川・淀川・大和川の下流部119km以外の河川については耐越水堤防へ強化する計画、見通しが全くないことを意味すると考えられるが、このことについて国土交通省の見解を示されたい。

- 堤防強化に関する技術開発が各方面で実施されているところですが、現在の技術レベルではスーパー堤防以外に越水に耐えられる構造は確立されていません。
- したがって、現時点では、スーパー堤防以外の区間の耐越水堤防の計画はありません。

13. 利根川中流部右岸および江戸川上流部右岸では「首都圏氾濫区域堤防強化対策事業」という名称で、浸透に対する安全性を高める堤防拡幅工事が行われてきている。「首都圏氾濫区域堤防強化対策事業」の全体計画と事業費、および現在までの進捗状況を明らかにされたい。

- 首都圏氾濫区域堤防強化対策事業整備延長（全体）
65.7km
- 事業費（平成18年度～平成26年度）
約1,427億円
- 堤防整備の進捗状況
約17%（平成26年度末時点）